

公用保存

～人が輝く人権教育～
人権教育推進プラン

人権教育指導資料

改訂版



滋賀県教育委員会

はじめに

県教育委員会では、平成 13 年(2001 年)に施行された「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」および平成 15 年(2003 年)に策定された「滋賀県人権施策基本方針」をふまえ、平成 15 年(2003 年)3 月に人権教育指導資料として「人権教育推進プラン」を策定しました。このプランは、それまで積み重ねてきた同和教育の取組や、その成果と手法をふまえながら、人権教育という広いステージからとらえ、人権意識を高め、人権問題にかかわるさまざまな教育活動の取組に広げるため、方向や視点などとともに目標や留意点を示したものです。

しかし、その後の社会状況の変化は著しく、子どもや高齢者への虐待、インターネット上での人権侵害等、これまで顕在化していなかった新たな人権問題が発生しています。近年、人権問題が複雑化・多様化してきている中、個別分野におけるさまざまな計画との連携を強化するなど、「人権」をキーワードとした取組をさらに進めることが求められています。

こうした中で、本県では、平成 23 年(2011 年)3 月に「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」の見直しを図られ、人権施策全般について、その具体的な方策を体系的に示し、総合的、計画的な推進を図る「滋賀県人権施策推進計画」として改定されました。

また、国においても、文部科学省が、学校教育における人権教育推進のために、平成 15 年(2003 年)に人権教育の指導方法等に関する調査研究会議を設置し、第一次から第三次にわたる「人権教育の指導方法等の在り方について」のとりまとめを示しました。

こうしたことを受け、県教育委員会としましても、社会情勢の変化や新たな人権課題に対応すべく「人権教育推進プラン」の見直しを図りました。

昨年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災では、実に多くの人が被災され尊い命が失われました。また、原子力発電所の事故も重なり、今なお多くの人が避難生活を余儀なくされている状況があります。この未曾有の大災害は、自然の前での科学技術の無力さを知らしめ、これまでの生活や価値観の見直しを迫るものでした。その一方で、命の尊さ・大切さ、人と人との信頼・絆の大切さに、改めて気づかされる機会にもなりました。

人と人がつながり合い、支え合い、すべての人の人権が尊重される社会づくりをめざして、本プラン改訂版が、幼稚園・保育所、学校、家庭、地域社会のそれぞれの場において、人権教育を推進する多くの方々に、積極的に活用されることを願っています。

終わりにになりましたが、本プラン改訂版の作成にあたり、貴重な御意見ならびに御助言をいただきました、大阪大学大学院の平沢安政先生をはじめ関係の皆様には、心より御礼申し上げます。

平成 24 年(2012 年)3 月

滋賀県教育委員会

◇目 次◇

◇はじめに	1
◇人権教育推進構造図	4

推進プラン策定の背景

1 人権をめぐる今日的状況	6
2 同和教育の深まりから人権教育への広がりへ	9
3 生涯にわたる豊かな生活を送る礎として	12

第1章 人権教育の基本的方向

1 人権教育がめざすもの	14
(1) 人権の基本理念	
(2) 人権教育がめざすもの	
○ 人権を尊重する人間を育てること	
○ 本来持っている個人の能力を発揮し、自己実現を図ること	
○ 人と人との豊かにつながり、共に生きること	
2 人権教育推進の視点	17
○ 二つのアプローチから	
(1) 普遍的な視点からのアプローチ	
～人権の大切さや人間の尊厳など人権についての基礎的な学び～	
□ かけがえのない人間として自らの生き方を追求する	
□ 自尊感情を高め、豊かな感性や人権感覚を育む	
□ 人とのかかわりを通して、自分を見つめ、高める	
□ 社会とのかかわりを通して、互いを認め合い共に生きる	
(2) 個別的な視点からのアプローチ	
～個別的な人権問題を通しての学び～	
□ 差別の不合理性についての認識を深める	
□ 人権獲得の歴史と人々の生きざまに学ぶ	
□ 身の回りの課題解決に向けた実践的態度を培う	
□ さまざまな人権問題の学びへと発展させる	
3 さまざまな場における人権教育の推進	22
(1) 幼稚園・保育所における取組	
(2) 学校における取組	
(3) 家庭における取組	
(4) 地域社会における取組	

第2章 人権教育の具体的推進について

1 推進体制の充実 30
(1) 指導者の養成と研修の充実	
(2) 機能的な体制づくりと取組の点検・評価	
(3) 人権が大切にされる学習環境づくり	
2 人権学習の具体的展開 33
(1) さまざまな学習機会の提供	
(2) 人権感覚を高める学習内容・教材の工夫	
(3) 学習方法の工夫(参加・協力・体験)	
(4) 社会情勢の変化への対応	
3 より豊かな実践の展開 37
(1) 情報の発信と活用	
(2) 連携やネットワーク化による地域づくり	
(3) ボランティア活動やNPO活動とのかかわり	

◇資料◇

◇人権教育及び人権啓発の推進に関する法律◇ 40
◇人権教育・啓発に関する基本計画(抜粋)◇ 41
◇人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](抜粋)◇ 42
◇滋賀県同和教育基本方針◇ 43
◇滋賀県人権尊重の社会づくり条例◇ 44
◇滋賀県人権施策基本方針(抜粋)◇ 45
◇滋賀県人権施策推進計画(抜粋)◇ 46
◇人権教育関係法令等について◇ 47
◇ホームページリンク集◇ 48

人権教育がめざすもの

- 人権を尊重する人間を育てること
- 本来持っている個人の能力を発揮し、自己実現を図ること
- 人と人とが豊かにつながり、共に生きること

普遍的な視点からのアプローチ

人権の大切さや人間の尊厳など
人権についての基礎的な学び

- ◇かけがえない人間として自らの生き方を追求する
- ◇自尊感情を高め、豊かな感性や人権感覚を育む
- ◇人とのかかわりを通して、自分を見つめ、高める
- ◇社会とのかかわりを通して、互いに認め合い共に生きる

個別的な視点からのアプローチ

個別的な人権問題を通しての学び

- ◇差別の不合理性についての認識を深める
- ◇人権獲得の歴史と人々の生きざまに学ぶ
- ◇身の回りの課題解決に向けた実践的態度を培う
- ◇さまざまな人権問題の学びへと発展させる

推進体制の充実

- 指導者の養成と研修の充実
- 機能的な体制づくりと取組の点検・評価
- 人権が大切にされる学習環境づくり

人権学習の具体的展開

- さまざまな学習機会の提供
- 人権感覚を高める学習内容・教材の工夫
- 学習方法の工夫（参加・協力・体験）
- 社会情勢の変化への対応

より豊かな実践の展開

- 情報の発信と活用
- 連携やネットワーク化による地域づくり
- ボランティア活動やNPO活動とのかかわり

幼稚園・保育所

学校

家庭

地域社会

◇推進プラン策定の背景◇



- 1 人権をめぐる今日的状況
- 2 同和教育の深まりから人権教育への広がりへ
- 3 生涯にわたる豊かな生活を送る礎として

1 人権をめぐる今日的状況

世界では

第二次世界大戦後、昭和 23 年(1948 年)に国際連合で採択された「世界人権宣言」には、生命・身体の安全をはじめ、基本的人権に関することが示され、すべての人の人権が尊重されるよう謳われています。これに伴い、人権に関する基本的かつ包括的な条約として、国際人権規約が採択されました。

しかしながら、今なお、世界各地で地域紛争やテロリズムが頻発し、多くの人の生命が脅かされるなど、人権が侵害されている状況があります。

平成 6 年(1994 年)の国連総会では、人権という普遍的文化を世界中に構築するために、平成 7 年(1995 年)から平成 16 年(2004 年)までを「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され取組が進められました。その後、全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるために「人権教育のための世界計画」を平成 17 年(2005 年)に採択し、第 1 段階として平成 17～21 年(2005～2009 年)は初等中等教育に焦点をあて計画の実施に取り組みられました。引き続いて、第 2 段階として平成 22～26 年(2010～2014 年)は高等教育における人権教育および教員、教育者、公務員、法執行者等のための人権研修プログラムに焦点をあて取り組むこととなりました。人権という普遍的な文化を構築するための人権教育の推進は、国際社会が協力して取り組むべき基本的課題となっています。

国内では

世界の人権尊重の潮流や社会の状況をふまえ、平成 9 年(1997 年)7 月には「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定されました。

さらに、平成 12 年(2000 年)12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成 14 年(2002 年)3 月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が示されました。

また、文部科学省からは、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を身につけることをめざして、平成 16 年(2004 年)6 月には、「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]」が、平成 18 年(2006 年)1 月には、指導方法等の工夫・改善方策などについての理論的な観点から[第二次とりまとめ]が、さらに、平成 20 年(2008 年)3 月には、掲載事例等の充実を図った[第三次とりまとめ]が公表され、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点が示されました。

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～指導等の在り方編～」より要約

人権教育とは…人権に関する知的理解と人権感覚*の涵養*を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。

(指導等の在り方編 p5)

人権教育の目標…人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること。

(指導等の在り方編 p8)

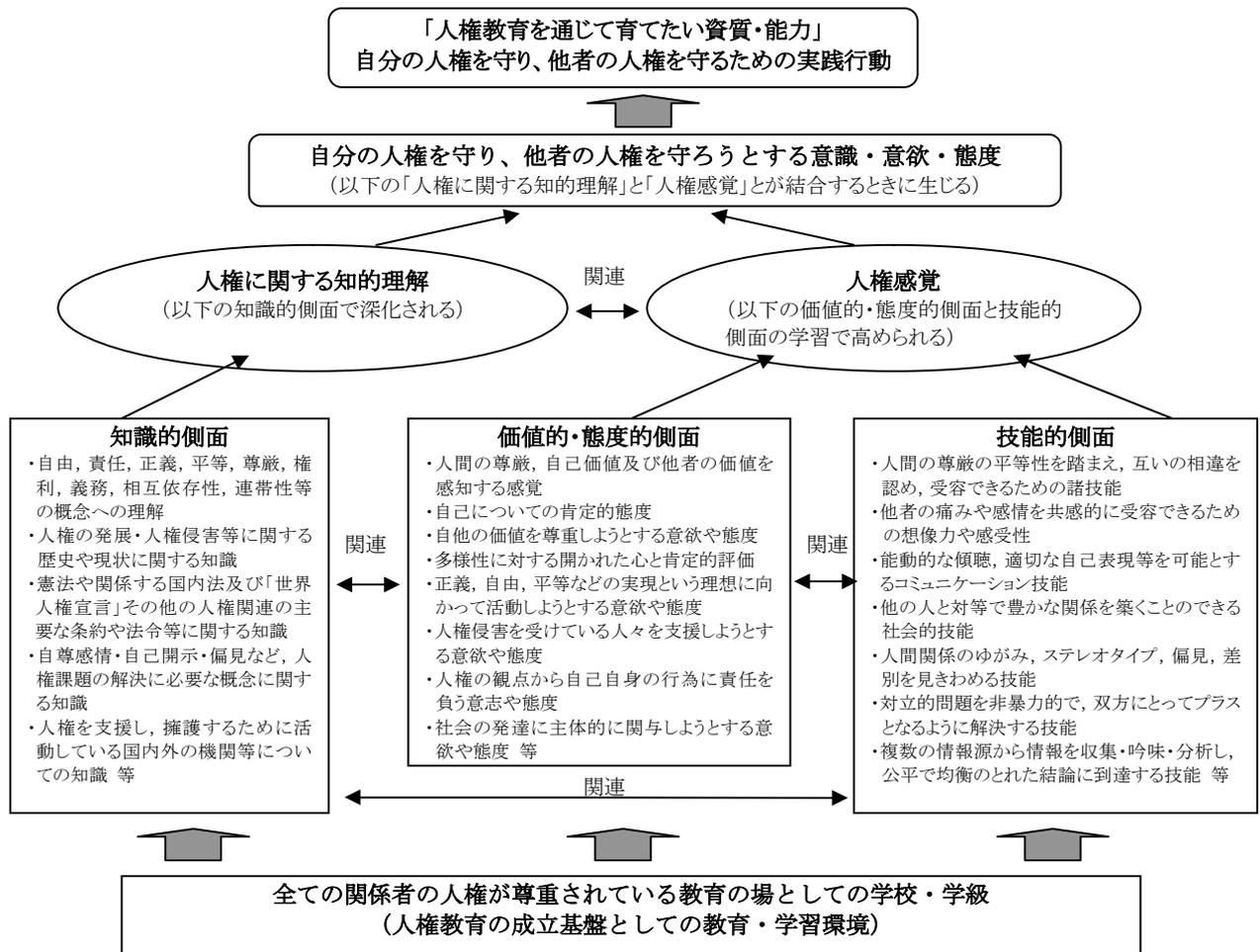
3 つ の 側 面…人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、知的理解に関わる知識的側面、人権感覚に関わる価値的・態度的側面および技能的側面の3つの側面から捉えることができる。

(指導等の在り方編 p5,p6)

人権感覚・・・人権が擁護され、実現されている状態に気づき、それを望ましい・居心地よいと感じ、反対に、人権が侵害されている状態に気づき、許せない・なんとかしたいとするような感覚。

涵 養・・・水が自然に染み込むように、ゆっくりと養い育てること。

【参考】「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～指導等の在り方編～」p7 より



滋賀県では

滋賀県では、人権問題の解決に向けて、長年にわたり種々の取組を進めてきました。とりわけ、同和問題については、昭和 44 年(1969 年)以降、継続された三つの特別措置法のもとに、本県における同和対策に関する長期計画や「滋賀県同和教育基本方針」を策定しながら、県民ぐるみの取組を進めてきました。

国内外の人権尊重思想が普及する中で、平成 10 年(1998 年)7 月には「人権教育のための国連 10 年滋賀県行動計画」を策定し、平成 13 年(2001 年)4 月には、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。平成 15 年(2003 年)3 月には、人権施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針」と、教育の分野において人権教育を具体化していくための指導資料として「人権教育推進プラン」を策定しました。

平成 16 年(2004 年)3 月には、「滋賀県人権施策基本方針」を受けて、「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」を策定しました。さらに、平成 23 年(2011 年)3 月には、これまでの人権教育・啓発に関する施策だけでなく、人権施策基本方針に掲げる人権施策全般について、その具体的な方策を体系的に示し、総合的、計画的な推進を図るために「滋賀県人権施策推進計画」として改定しました。

また、平成 21 年(2009 年)7 月には、「未来を拓く心豊かでたくましいひとづくり～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～」を基本目標とした「滋賀県教育振興基本計画」を策定しました。

社会情勢の変化

これまでの人権尊重社会の実現をめざす施策や教育の取組は、県民の人権尊重の意識の浸透に一定の成果をあげてきました。

しかし、私たちのまわりには、予断と偏見による差別事象、差別落書き、情報発信の匿名性を悪用し他人を誹謗中傷するインターネットによる人権侵害事象、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)などさまざまな問題が存在し、人権にかかわる課題が解消したとは言えない状況がみられます。

これまでから、核家族化や都市化の進行などにより、社会における連帯意識や帰属意識が薄まり、他者への無関心や相互不干渉の風潮が広まる中で社会全体の規範意識の低下が懸念されてきました。

このような中、昨今の厳しい経済・雇用情勢と相まって、貧困や格差が大きな社会問題になるとともに、人と人とのつながりが薄れ、社会から孤立する人が急速に増えています。

今改めて、自分自身がかけがえのない存在であると同時に他者もかけがえのない存在であり、他者との共生・共感の大切さを真に実感できる、誰もが安心して暮らせる社会の実現が不可欠です。



2 同和教育の深まりから人権教育への広がりへ

同和教育の取組の成果

本県では「同和教育の本質は、近代社会の原理である自由と平等の原則に基づき、社会の中に今なお存在する不合理な部落差別をなくすことをめざし、互いの人格を認め合い敬愛し合う人間を育成し、人権尊重の精神を貫く社会の実現を期すること」とする「滋賀県同和教育基本方針」に基づき、就学前教育、学校教育、社会教育などあらゆる教育の場において同和教育に取り組んできました。

同和教育で積み上げてきた次のような成果を、今後も、人権教育に生かしていくことが重要です。

- あらゆる教育活動に位置づけた取組
- 地域ごとや各種団体活動における学習機会の充実や、地域のきめ細かな推進体制の整備
- 同和問題の解決を図るとともに、自然や社会について科学的で豊かなものの見方・考え方を培う教育内容の創造
- 人権の大切さやさまざまな人権問題についての学習の創造
- 差別と貧困からくる長期欠席・不就学をなくしていくため、就学を支援する制度の充実に向けた取組
- 重い課題のある子どもの生活と学力を高め、進路を保障する取組
- 子どもの言動を、現象面だけでなく背景なども含めてとらえていく子ども観の育成
- 課題解決を図るための学校間(保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等)の連携や、学校(園・所)・家庭・地域社会等の連携を深めた取組
- 民主的な集団づくりをめざした取組
- 身の回りの問題や日常生活における矛盾や不合理を解決していくための取組
- 差別の現実からの学び、ワークショップ※、フィールドワーク※など、自らの課題としてとらえるための学習の内容と方法の工夫

ワークショップ… 学習者一人ひとりが、主体的に参加し、「意見交換する」「調べる」「発表する」「体験する」など、さまざまな活動を行い、「頭と心と体」を通して学んでいく参加体験型の学習方法。

フィールドワーク… 学習テーマに基づいて、学習者自らが現地に出かけて行き、調査や聞き取りを行うことにより、学習者の問題意識や主体的な参加を引き出すことができる手法。



同和教育と人権教育

部落差別をなくし、人権が尊重された社会の実現をめざして取り組まれてきた同和教育は、日本における優れた人権教育であると言えます。

同和教育は、これまで学校教育および社会教育等の分野において、同和問題の解決を図ることを目的に取り組まれてきましたが、その経緯の中で、さまざまな人権問題にも学びながら、人権尊重の精神を貫く社会の実現をめざしてきました。

その意味では、同和教育は、人権の確立に向けた具体的な取組として大きな役割を果たしてきており、今求められている人権教育の取組に確かにつながる内容であると言えます。

深まりから広がりに

県教育委員会では平成9年(1997年)度より、「同和教育の深まりを通して人権教育への広がりを展望する」という基本的な考え方で取組を進めてきました。

このような中で同和教育は、諸外国で取り組まれているさまざまな人権教育の取組から、その理論や概念・手法を幅広く取り入れるようになってきました。その中で、同和教育と人権教育の関係性を一定整理しておく必要性が出てきました。

県教育委員会では、人権教育と同和教育との共通性や発展性を次のように整理しました。

教育の目的という面から(人権のための教育)

同和教育基本方針のもとに、学校教育においては教育活動の全領域に、社会教育においては地域や団体の活動の中にそれぞれ同和教育を位置づけて進めてきました。

これまでの取組を生かしながら、県民一人ひとりが人権について考え、他者との豊かな関係を育てながら、日常生活のさまざまな場面において問題解決のために主体的に行動しようとする人を育て、人権尊重の精神が根づいた社会を築いていく必要があります。

そのためには、子どもや大人に、知識・技能・態度など、どのような力をつけようとしているかを明らかにしていくことが大切です。

教育の保障という面から(人権としての教育)

同和教育では、その出発点であった長期欠席や不就学の克服をはじめ、識字学級など、教育の機会を保障する取組を進めてきました。

さらに、教育の保障は、このような教育の機会だけでなく、学習者にどのような力をつけたかということも重要です。この力とは、学習者の自尊感情[※]を高めているか、子どもの学力を保障しているか、学んだことを社会に生かすことができるか、といった「学びの質」を追求することなどです。

一人ひとりが夢や展望をもち、生涯にわたって学び続ける土台となる力を育てるためには、意欲や関心を高め、自分を肯定的にとらえることができる学びを創造していくことが必要となっています。

教育の内容という面から(人権についての教育)

同和教育では、同和問題についての正しい理解と認識を培い、厳しい差別の現実を伝える中で、差別への憤り、被差別の立場の人々への共感、差別と向き合って生きる態度の育成をめざしてきました。

今後は、学習者自身が興味を持って調べたり、発見したりしていく学習を創造するとともに、人権に関するさまざまな学びを通して、「自然・社会・文化」と自分とのかかわりに気づく力を育てることが求められています。身近で今日的なテーマを通して、学習者の興味や関心、問題意識をふまえた学習内容や方法の工夫、学習者自身の意欲を喚起するような主題設定や場づくりが必要となっています。

■ 教育の環境という面から(人権を通しての教育)

同和教育の取組の中では、互いを認め励まし合うことのできる集団づくりや、地域ぐるみで取り組む活動を大切にしてきました。

学校や地域社会等で人権に関する学習を進めていくうえにおいては、指導者と学習者および学習者相互の関係が、人権を尊重したものになっていること、すなわち、学習者の考えや経験が大切にされ、受け入れられる教育環境をどのように築いていくかが重要です。

本県では、このような整理のもと、同和教育の理念や取組を人権教育という広いステージからとらえ、さまざまな人権教育の取組や手法にも学びながら、人権意識を高め、人権問題にかかわる教育活動の取組に広げてきました。

人権教育では、一人ひとりの人間を大切にし、人と人が豊かにつながっていく社会を築いていくために必要なこととして、「エンパワメント*」「自尊感情*」「コミュニケーション能力」などが重要なキーワードとなっています。

また、その理念や手法として、「ワークショップの導入」「態度やスキル(技能)を育むこと」「世界的な視野をもって差別・福祉・環境などの課題を見つめ、身近なところで行動できる力をつけていくこと」などが大切にされています。

さらに、国際的な潮流を視野に入れながら、学校・家庭・地域社会等が連携し、豊かな体験を通した取組を進めていくこと、地域でのさまざまな活動への参加を通して、多くの人が出会い、かかわり合い、また、生涯にわたってともに学び合っていくことが大切です。

エンパワメント・・・外的な抑圧に屈することなく、本来あるべき対等な関係を築き、人間として誇りを持って生きること。

自 尊 感 情・・・長所も短所もひっくるめて自分自身をかけがえのない存在と感ずること。(セルフエスティーム)

【コラム】 PISA 調査における学力と人権教育

国際的な学力調査として、「OECD(経済協力開発機構)生徒の学習到達度調査(PISA 調査)」があります。この調査では、思考プロセスの修得、概念の理解およびさまざまな状況でそれらを生かす力が重視されています。このような力は、不合理なことを見抜く力、自己実現していく力、さまざまな人々と豊かな関係を築く力、そして、社会に関与・参加し、人権文化豊かな社会を築く力にもつながると考えられます。つまり、このような国際的な調査で求められている学力を育てることは、人権教育とも密接につながっているとと言えます。



3 生涯にわたる豊かな生活を送る礎として

学びを通じた人のつながり

学校・家庭・地域社会等さまざまな場において、すべての人が生涯にわたって生きがいを感じ、安心して生活ができるとともに、お互いの心が通い合う豊かな社会をつくっていくことが求められています。

一方、近年の情報分野をはじめとする科学技術の著しい発展や、急速な少子高齢化の進行、グローバル化の進展などを背景として、人権にかかわる新たな課題や問題が次々と発生しています。

また、都市化、情報化、価値観の多様化などによる社会の変化により、人々の連帯意識の低下や人間関係の希薄化が進んでいます。

そのため、人生のあらゆる機会における主体的かつ意欲的な学び、学びを通じた人と人、あるいは人と社会のつながりや世代を超えたつながりの構築が必要となっています。

生涯にわたる学習機会を

幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、それぞれの場における学習活動に対応して、一人ひとりが人権について正しく理解し、自らの生き方にかかわる問題として受けとめることができるよう、学習機会や学習内容を充実させることが大切です。とりわけ、学校教育や社会教育はその重要な部分を担っています。

生活の礎として

あらゆる教育の場において、学習者の意欲を喚起し、日常生活における態度や行動に結びつけ、人権感覚を高めるよう創意工夫をしていくことが大切です。

一人ひとりの価値観や生活スタイルが尊重されるとともに、すべての人が、生涯にわたり豊かな生活を送ることができるような社会環境を形成していくことが重要です。そのためには、人権を尊重する考えや態度が、その礎となっていることを地域社会に生きるすべての人が認識する必要があります。

平成23年(2011年)3月策定の「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」では、「つながりで未来を拓く滋賀の生涯学習社会づくり～まなぶ いかす つながる～」を基本目標に、主体的に学び、学んだことを生かし、心豊かでいきいきとした人生を築くとともに、地域において互いに連携しながらさまざまな課題の解決を図っていく生涯学習社会をめざしています。

【参考】滋賀の生涯学習社会づくり基本構想 平成23年(2011年)策定より

滋賀の生涯学習社会づくり基本構想

基本目標

つながりで未来を拓く 滋賀の生涯学習社会づくり
～まなぶ いかす つながる～

基本目標を達成するための3つの柱

まなぶ

～個人と社会のニーズに応じた学びの充実～

- ア「まなぶ」の2つの視点
「個人の要望」 生きがいや経済的安定のための学び
「社会の要請」 現代的課題に関する学び
- イ「いかす」や「つながる」を意識した学びの工夫
- ウ 滋賀の良さを実感できる学びの機会の提供

いかす

～学びの成果を生かす機会の設定と拡充～

- ア「いかす」機会の重要性
学んだ成果を「いかす」一いきいきとした人生
→地域の教育力の向上

イ「いかす」場の設定

ウ「いかす」につながる評価

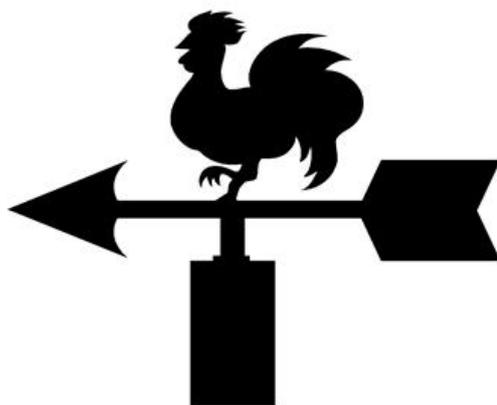
つながる

～学びを通じた人と人、人と社会のつながりの推進～

- ア つながりの構築
学びを通じた人と人、人と社会のつながり
- イ「つながる」機能の充実
- ウ 情報の提供
「まなぶ」情報、「いかす」情報

第1章

人権教育の基本的方向



- 1 人権教育がめざすもの
- 2 人権教育推進の視点
- 3 さまざまな場における人権教育の推進

1 人権教育がめざすもの

(1) 人権の基本理念

平成15年(2003年)3月に策定された「滋賀県人権施策基本方針」では、本県におけるさまざまな人権問題の現状と課題をふまえ、それらに対処する場合の共通の視点として、人権の基本理念を次の5つとしています。

人権の基本理念

① 人権の普遍性・日常性

人権は、不当な差別を受けている人たちだけにかかわるのではなく、私たちすべての人間にかかわるという普遍性を有している。また、人権は、きわめて身近なものであるという日常性も有している。

② 人権の平等性

人権は、すべての人間に対して同じように保障されなければならない。個人の性や人種、出生などのように、その人自身の意思や努力で変えることのできない事実を根拠として、人権の享有に差別を設けることは許されない。

③ 個人の尊重

人権は、一人ひとりの個人の尊重に根差すものでなければならない。一人ひとりがその個性を發展させているいろいろな可能性を追求することは、結果として社会全体の可能性を高め、社会に属するすべての人々にその發展の恩恵をもたらすことにつながる。

④ 多元社会と共生

人権は、様々な個性を持った個人が、その人らしく生きる権利と言える。様々な可能性を發展させることによって、多様性にみちた社会を生み出し、その中でいろいろな人たちが共に生きる状況をつくりだす。そのためには県民のあいだで多様性が承認され、それに基づいた多元社会が実現し、その中で県民が共生していくことが必要である。

⑤ 人権の義務的性格

人権は、権利としての性格と並んで、義務としての側面を併せ持っている。人権は国や自治体から与えられるものではなく、国や自治体を構成する個人々の絶えまない努力によって、はじめて実現可能となることを忘れてはならない。また、人権の行使には、人権の尊重という制約を伴う。

<滋賀県人権施策基本方針を要約>

(2) 人権教育がめざすもの

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動(第2条)」としています。

また、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、「人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それがさまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。」としています。

人権が尊重される社会とは、すべての人間が自分らしさを発揮し、互いを認め合い、支え合いながら共に生きていくことができる社会のことです。このような社会の実現に向けて、主体的に取り組もうとする人間を育成していくことが求められています。とりわけ、学校教育および社会教育においては、人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解・認識を培うとともに、人権を尊重する実践的態度に高めるための教育内容を創造していくことが重要です。

そこで、滋賀の人権教育がめざすものは、次の3点とします。

● **人権を尊重する人間を育てること**

● **本来持っている個人の能力を発揮し、自己実現を図ること**

● **人と人とが豊かにつながり、共に生きること**

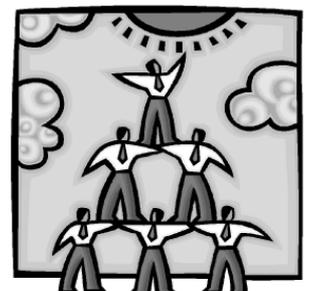
○ **人権を尊重する人間を育てること**

人間の尊厳を基本として、社会に存在するさまざまな人権問題の解決をめざし、個別の人権問題についての正しい理解と認識を培うとともに、人権尊重の実践的態度を育成することです。

一人ひとりの人権を尊重するためには、まず、社会に存在するさまざまな課題に気づき、その課題に関する情報を集めて分析し、自分なりの考えをもって、他者とのコミュニケーションを図りながら、課題解決のために行動する力を持つことが求められます。

また、人権問題や人間の尊厳についての学びを通して、人権を尊重しようとする人間を育てることは、道徳教育や心の教育においても大切なことです。

不正を許さない正義感、物事を客観的・相対的にとらえ不合理なことを見抜く力、集団と自己とのかかわりを常に問うような公德心や社会連帯意識、相手の立場に共感できる豊かな感性等を高め、実際の行為に結びつける実践力や行動力の育成をめざします。



○ 本来持っている個人の能力を発揮し、自己実現を図ること

自分に対する自信、自分の可能性に対する信頼、成就感などを育むことです。

人間は、だれでも自分らしく豊かで有意義な人生を送りたいという願いを持っています。

ところが、偏見やとらわれにより、「自分は必要な存在なのだろうか」「どうせ自分なんか」などと、自信をなくしてしまったりすることがあります。

こうしたことから、さまざまな学習や経験、多くの人との出会いなどを通して、自分に対する自信、自分の可能性に対する信頼、成就感などを育みながら、自己実現を図ろうとする人間の育成をめざします。

○ 人と人とが豊かにつながり、共に生きること

他者との出会いを肯定的にとらえ、多様な価値観や生き方にふれながら、他者と共に生きることを実感できるようにすることです。

人間は、一人ひとりがさまざまな個性や特長をもっています。こうした個性や特長が摘まれることなく、多様性が認められ、人々が共に生きていける社会を実現していくことが重要です。

そのためには、さまざまな人との出会いやかかわりから学ぶという、豊かな関係を築いていくことが大切です。

すべての人が社会の中で豊かにつながり、互いを認め合いながら、共に生きることを実感できるようにすることをめざします。

【参考】 「滋賀のめざす人権が尊重される社会の姿」

滋賀県人権施策推進計画p4より

平成23年(2011年)3月に策定された「滋賀県人権施策推進計画」では、すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀の実現のため、次のような社会をめざし、施策の推進を図ることとしています。

①命を大切に、安心して暮らせる社会

すべての生き物を大切に、私たち自身の身体や生活が脅かされることなく安心して暮らせる社会の実現とともに、豊かな自然と人権が尊重される社会を将来の世代に引き継ぐことをめざします。

②一人ひとりが輝く社会

一人ひとりがさまざまな個性を持ったかけがえない存在として尊重され、誰もが生きがいを持って暮らせる社会の実現とともに、一人ひとりの持つあらゆる可能性や能力が発揮され、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図る中で、みんなが輝く社会の実現をめざします。

③多様性を認め合う共生社会

世代や文化の違いを超え、一人ひとりの多様性が認められ、対等な関係の中で共に生きていける社会の実現とともに、すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合うノーマライゼーションの理念が浸透した社会の実現をめざします。

④ともに支え合う協働社会

県民や各種団体、企業、行政などが、それぞれの役割や特長をいかしながら協働し、すべての人がともに支え合い、助け合う社会の実現をめざします。

2 人権教育推進の視点

○ 二つのアプローチから

< 普遍的な視点からのアプローチ >

人権の大切さや人間の尊厳など人権についての基礎的な学び

< 個別的な視点からのアプローチ >

個別的な人権問題を通しての学び

人権教育の手法については、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチがあります。推進にあたっては、たとえば、普遍的な視点で人権について考えようとするとき、具体的な人権課題のありようと切り離された抽象的理解にとどまるのではなく、個別的な人権課題を深く理解することにつながるようにすることが大切です。また、個別的な視点で人権課題をとらえようとするとき、その課題をめぐる特有の状況や認識の仕方に縛られず、人権課題を普遍的・客観的に把握することが大切です。つまり、普遍的な視点と個別的な視点の二つのアプローチを互いに関連させながら取り組むことが重要です。

平成 8 年(1996 年)に出された国の地域改善対策協議会の意見具申および平成 14 年(2002 年)に策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」には、人権教育・啓発の手法として、次のように示されています。

教育および啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別問題の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

< 地対協意見具申より >

人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。

< 人権教育・啓発に関する基本計画 p12 より >



(1) 普遍的な視点からのアプローチ

同和教育を実践するうえでは、「豊かな人間性」「民主的な集団と自主自立」「社会についての正しい見方考え方」の三つの柱を大切にしてきました。

このような取組を土台としながら、「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権の大切さや人間の尊厳など、人権についての基礎的な学びをすすめていくうえで重要なこととして、次の4点が考えられます。

■ かけがえのない人間として自らの生き方を追求する

「人権」は、何かむずかしいものであるとか、抽象的なものであるととらえられがちです。また、「差別の問題」であるとし、「差別をしていない自分には関係ない」といった考え方も見られますが、人間が生きていくうえで欠くことのできないものであり、日常的な生活に直結しているものです。

このため、生きることが人権とどのようにつながっているのかを知ることや、自分の身近な生活を見つめ直すことが大切です。

一人ひとりがかけがえのない人間であること、いわゆる人間の尊厳を学ぶことを通して、自らの生き方を追求していくとする視点は、人権教育の取組の中でも特に大切にしたいものです。

- | | |
|------------------|---|
| 【実践上の留意点】 | <ul style="list-style-type: none">● 命の大切さ、人間の尊厳、人間らしい生き方を学ぶ● 「生きること」や「身近な生活」と人権とのかかわりに気づく● 人権の意義について考える● 「人権を守るということ」について考える |
|------------------|---|

■ 自尊感情を高め、豊かな感性や人権感覚を育む

わたしたちのまわりの自然や社会の中で、家族や仲間など、さまざまな人に支えられていることに気づき、自分自身を大切にしようとする態度が、他人を大切にしたり尊重したりすることにつながります。

そのためには、自分自身について深く知り、その長所や短所を含めたありのままの自分を肯定的に見ていくという自尊感情や、他者の思いや願いを敏感にとらえることができる感性を育むことが重要です。

また、豊かな感性や人権感覚を育むためには、草木や動物、大気・水・大地などの自然にふれあい、自分自身の存在や命の大切さに気づくこと、自然に対する畏敬の念をもつことなど、自然とかかわる体験的な活動が重要です。

- | | |
|------------------|--|
| 【実践上の留意点】 | <ul style="list-style-type: none">● 相手を理解するため、自分の意志、感情、行動について知る● 自分の長所・短所を含め、ありのままの自分自身を見つめ、自尊感情を培う● 自然や生命に対する畏敬の念や感動する心などの柔らかな感性を培う● 家族や仲間、さまざまな人に支えられて自分があることに気づく |
|------------------|--|

■ 人とのかかわりを通して、自分を見つめ、高める

人は、自分が受け入れられていると実感できる環境(心の居場所)の中でこそ、ありのままに自分を表現したり、自分の能力や可能性を発揮したりしていくことができます。人と人とのかかわりを通して、互いに認め励まし合う人間関係を育てたり、共通の課題や目的をめざして取り組む中で、一人ひとりが尊重される集団や社会を築いていくことが重要です。

また、コミュニケーション能力など人間関係を育むために必要な人権についてのスキル(技能)や、自分に何ができるかを考えようとする態度を身につけるとともに、互いを信頼し、認め合える豊かな人間関係を育んでいくことが大切です。

- 【実践上の留意点】
- 「心の居場所」のある集団・環境づくりを進める
 - 自分を豊かに表現する力を育てる
 - 人と豊かにかかわる力を身につける
 - 自分の良さを見つけ、可能性を伸ばす
 - 人とのかかわりを通して、さまざまな人の思いや願いを受けとめる

■ 社会とのかかわりを通して、互いを認め合い共に生きる

私たちの身近な生活を意識して観察したり、見方を変えてみたりすると、文化や社会のありよう、さまざまな事象や人々の生きざまなどが見えてきます。

さらに、仕事や社会のしくみとそれが果たしている役割、これまでの人々が生きてきた歴史を学んでいくことで、自分自身のかかわりや生活とのつながりに気づくことができます。

また、さまざまな見方や考え方、文化や習慣の違いを互いに認めていくことで、共に生きていく社会の大切さに気づくこともできます。

そのためには、体験的な活動等を通して、自分の価値観や世界観を豊かにしていくことが大切です。

- 【実践上の留意点】
- 体験的な活動を通して価値観や世界観を豊かにする
 - 人権に関する歴史について学ぶ
 - 情報・こと・ものとのかかわりから学ぶ
 - 社会のしくみや世界を見通す視点をもつ
 - 互いを認め合い、「共に生きる」生き方をめざす



(2) 個別的な視点からのアプローチ

「差別の現実から深く学ぶ」「被差別の立場に寄り添う」というこれまで大切にしてきた同和教育の取組を発展させながら、さまざまな人権問題を通しての学びを進めていくうえで重要なこととして、次の4点が考えられます。

また、地域の実態に即して、さまざまな人権の切り口から具体的に学ぶことが大切です。

■ 差別の不合理性についての認識を深める

個々の人権問題を解決していくためには、差別や人権侵害は不合理なものであることを認識するとともに、差別を見抜く感性を養うことが必要です。

また、被差別の立場に寄り添い、共感的に理解していくことも大切です。

さらに、偏見や差別につながる人々の意識や社会のあり方などについて考える必要があります。

- 【実践上の留意点】
- 合理的なものの見方・考え方を身につけ、差別を見抜く感性を養う
 - 被差別の立場に寄り添い、共感的に理解する
 - 偏見や差別につながる人間の意識や社会のあり方について考える

■ 人権獲得の歴史と人々の生きざまに学ぶ

これまで人権獲得に向けて、多くの人たちが努力をしてきました。とりわけ、差別と闘ってきた人々の姿からは、生きざまや生きることの意義を学ぶことができます。

個別的な人権問題には、それぞれの背景や解決をめざしてきた歴史があります。こうしたことを学ぶことによって、人々のたくましさや人間の尊厳についての認識を深めていくことが大切です。

- 【実践上の留意点】
- 人権獲得の歴史について学ぶ
 - 差別と闘う人々の生きざまに学ぶ
 - 個別的な人権問題の背景について学ぶ

■ 身の回りの課題解決に向けた実践的態度を培う

さまざまな人権問題を解決し、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしていくためには、差別の問題を人ごととせず、自らの生き方と結びつけて考えていくことが必要です。

また、日常生活の中にあるさまざまな人権に関する課題に気づき、その解決をめざして主体的にかかわる実践的態度を培うことが大切です。その際、お互いが対等で豊かな関係を築きながら学ぶ力をつけていくことも重要です。

一人ひとりの実践が、人権を大切にする社会づくりにつながります。

- 【実践上の留意点】
- 自分の生き方と結びつけて考える
 - 日常生活の中にあるさまざまな人権に関する課題に気づく
 - 対等で豊かな関係を築きながら学ぶ
 - 人権に関する課題の解決に主体的にかかわる

■ さまざまな人権問題の学びへと発展させる

女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人・患者・犯罪被害者・ホームレス・刑を終えて出所した人・性的マイノリティ・アイヌの人々・拉致被害者等にかかわるさまざまな人権問題や、インターネットによる人権侵害・個人情報にかかわる問題が存在しています。

人権問題は歴史的な経緯や社会的背景等それぞれ異なりますが、これらの人権問題の多くには、差別の構造としての共通性があり、また、複合的な人権問題になっているという課題があります。

地域の実態に即した具体的な個々の学びをさまざまな人権問題の学びへと発展させ、さらには課題の解決に向けた実践力を養っていく取組が重要です。その中で複数の情報源から情報を収集・吟味したうえで、結論を導き出す力を養うことも必要です。

- 【実践上の留意点】**
- さまざまな人権問題の共通性や複合的な課題を考える
 - さまざまな人権問題の学びへと発展させ、課題解決に向けた実践力を養う
 - 複数の情報源から情報を収集・吟味したうえで、結論を導き出す力を養う

2つのアプローチと人権教育を通して培われるべき資質・能力の3側面

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～」では、人権教育を通して培われるべき資質・能力について、知的理解と人権感覚を基盤とし、＜知識的側面＞、＜技能的側面＞、＜価値的・態度的側面＞の3つの側面から捉えています。

(本推進プラン p6, p7 参照)

普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチによる手法にも、この3つの側面を意識しながら実践を進めることが大切です。

本推進プランにおいては、実践上の留意点の中に、この3つの側面との関連を見ることができます。

まず、普遍的な視点からのアプローチの実践上の留意点では、「人権に関する歴史について学ぶ」「情報・こと・もののかかわりから学ぶ」等は＜知識的側面＞と、「自分を豊かに表現する力を育てる」「人と豊かにかかわる力を身につける」等は＜技能的側面＞と、「ありのままの自分自身を見つめ自尊感情を培う」「互いを認め合い、共に生きる生き方をめざす」等は＜価値的・態度的側面＞と関連しています。

たとえば、「人と豊かにかかわる力を身につける」ためにワークショップを通して人権にかかわるスキルを学ぶといった活動がありますが、この活動が＜技能的側面＞の学びだけに留まっていなかったか確認する必要があります。その活動にはどんな意味があるのか知るといった＜知識的側面＞からの学びや、その活動を通してつけたスキルを具体的な人権問題の解決につなげていこうとする＜価値的・態度的側面＞にかかわる態度の育成も意識して行うことが大切です。

また、個別的な視点からのアプローチの実践上の留意点においては、「人権獲得の歴史について学ぶ」「差別と闘う人々の生きざまに学ぶ」等は＜知識的側面＞と、「対等で豊かな関係を築きながら学ぶ」「複数の情報源から情報を収集・吟味したうえで結論を導き出す力を養う」等は＜技能的側面＞と、「自分の生き方と結びつけて考える」「人権に関する課題の解決に主体的にかかわる」等は＜価値的・態度的側面＞と関連しています。

個別の人権問題にかかわる学習を展開するときにも、単に「どんな人権問題があるのか」といった知識を得るだけの学習になっていないか確認することが大切です。その学びが人権問題を解決していこうとする態度育成につながっているか、学びを通して人間関係を築いていくためのスキルは身につけているか、目標の設定の仕方、学習の進め方、学習する形態等を点検しながら進める必要があります。

3 さまざまな場における人権教育の推進

(1) 幼稚園・保育所における取組

① 乳幼児期の状況

幼児への期待や愛情が大きい一方、子育てへの不安や悩みを抱える保護者が増加する傾向にあり、児童虐待など子育ての課題を抱える保護者も見られます。その背景の一つとして、保護者が子育てについて身近に相談できる人がいないことや、地域で子どもを育てる意識や連帯感が希薄になりつつあり、現代社会が安心して子どもを生み、育てることができにくい社会になっていることも指摘されています。

さらに、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続が大切です。幼稚園・保育所における教育・保育の充実はもとより、家庭教育の充実や、小学校との連携、幼児を取り巻くさまざまな機関との連携がより一層求められています。

② 取り組みたいこと

■ 基本的な生活習慣を形成する

基本的な生活習慣を形成するには、毎日の繰り返しの中で、心地よさや満足感を味わわせることが大切です。大人が子どもをあたたかく受け入れ、よさを認めようとすることは、乳幼児期の子どもの安心感や自尊感情を高め、よりよい行動をしようという気持ちや他者への思いやりを育てることにつながります。このような中で、子どもの能力や可能性が引き出されていきます。

■ 豊かな心を育てる

子どもは、遊びや生活の中で、好奇心・探究心などを高め、豊かな情操を養っていきます。

自然や動植物とふれあう体験を通して生命の尊さに気づき、いたわりの気持ちをもったり、絵本や物語などを通して空想の世界の中に夢を描き、イメージ化したりすることは、豊かな心を育むことにつながります。

■ 人とかかわる力を育てる

子どもは、遊びや生活を通して、友だちと一緒に過ごす心地よさを味わうと同時に、自分の思いどおりにならないもどかしさや、いら立ちなどの葛藤も経験していきます。

これらの経験を通して、自分の気持ちを調整したり、友だちの気持ちを受けとめたりするなど自己抑制力を身につけ、社会規範や集団生活のルールを学ぶなど、社会的な態度の基礎が培われます。

また、人とかかわりを通して、お互いを大切に思う気持ちを育てることは、人権問題についての正しい理解と認識を形成する基礎を培うことや、いじめや差別を生まない人間関係の育成につながります。

③ 留意したいこと

■ 豊かな親子関係を築く子育て支援の充実に努める

乳幼児期における豊かな親子関係を形成していくため、幼稚園や保育所では、子育てにかかわるさまざまな情報の発信や保護者への相談活動など、子育てを支援する機能の充実が大切です。

■ 家庭や関係機関との日常的な連携に努める

子育ての孤立化や育児不安を解消するための総合的な支援の基盤として、幼稚園・保育所と家庭との緊密かつ日常的な連携が大切です。また、幼稚園と保育所の教育・保育内容の相互理解や、小学校や地域・関係機関等との積極的な連携と協力を図りながら、子どもの育ちを見守っていく必要があります。

幼稚園・保育所では

● 取り組みたいこと

- ・基本的な生活習慣を形成する
- ・豊かな心を育てる
- ・人とかかわる力を育てる

● 留意したいこと

- ・豊かな親子関係を築く子育て支援の充実に努める
- ・家庭や関係機関との日常的な連携に努める

(2) 学校における取組

① 小学校期から高等学校期の状況

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校という学校教育の時期は、社会生活に必要な基礎的能力を身につけ、心豊かな人間に成長するうえで重要な時期です。

しかし、子どもたちの中には、自分に自信をもてず、自分という存在を大切に思うことができないという子どもが少なくありません。また、人とかかわる経験や感動体験が乏しく、人の気持ちや痛みがわかりにくい子どもも増えています。私たち大人は、そうした子どもたちの現象面のみをとらえるのではなく、そのような現象が生じる背景も含めてとらえる努力をしていくことが重要です。

そして、すべての子どもたちが安心して生活できる環境をつくるために、子どもたちの自尊感情を育み、コミュニケーション能力を培い、子ども同士のつながりを強めていくことが大切です。さらに、そのことを基盤にして、一人ひとりを大切にしながら、生活と学力を高め、進路指導の充実に努める取組を進める必要があります。

② 取り組みたいこと

■ 互いの個性を認め人権尊重の精神を生活に生かす

児童生徒が、互いの人格を認め合い励まし合う学習活動を展開し、人権意識を高め、感性をみがき、差別の不合理性についての認識を深めることを通して、人権問題を解決する意欲を培い、人権尊重の精神を生活に生かしていく必要があります。

■ 自己実現を図る取組を充実する

子どもが、外的・内的な抑圧をはねのけ自己実現していくことやそのための支援をしていくことが大切です。

また、自分に対する自信や成就感を育み、すべての子どもたちに対して、基礎的な知識・技能や意欲、態度の育成に努めるなど、生活・学力の向上と進路指導の充実をめざしていくことが必要です。

■ 自尊感情の育成に努める

一人ひとりの子どもたちが、自分自身をかけがえのない存在だと感じられる自尊感情を育むことが大切です。そのことが、他者を尊重する態度を身につけることにつながります。

自尊感情を育むためには、人とかかわりやさまざまな体験活動を通して、子どものよさやがんばりを認めたり、失敗や困難に悩む子どもの姿を受け入れたりしながら、支えていくことが重要です。

■ 自己表現力やコミュニケーション能力を育て、集団づくりを進める

子どもたちがともに学び、ともに育つ生き方を追求する中では、自分が受け入れられていると実感できる「心の居場所」となる集団づくりが大切です。一人ひとりの子どもたちが互いにつながり、人間関係を豊かに育むためには、考えや気持ちを豊かに表現し、理解することができるような自己表現力やコミュニケーション能力が大切です。また、他の人の立場に立ってその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力を培うことも重要です。

■ 主体性の育成に努める

子どもの主体性を育成することは、自分自身の将来展望や生き方を考えることにつながります。子どもたちが、人権についての不合理なことがらを見つけ正していくたくましさを培い、望ましい社会の実現に積極的に努力していこうとする態度を養うことや、激しい社会の変化に対応し、正しく判断し主体的に行動できる力を身につけることが大切です。

そのためには、人権問題の解決に努力している人々など、さまざまな人との出会いや校内外での体験的な活動を通して、子どもたちが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、主体的に考え、自らを見つめ直す機会を設けることが必要です。

③ 留意したいこと

■ あらゆる教育活動を通して取り組む

教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、重点的に内容や時間を設定し焦点化した人権学習に取り組むとともに、教科等指導、生徒指導、学級経営など学校生活のあらゆる場を通して人権教育を進めることが大切です。

■ 系統的・継続的な学習の展開と点検・評価

子どもの実態や発達段階、地域の課題をふまえ、学習のねらいやテーマ、内容などを設定し、系統的・継続的な学習が展開されていくことが大切です。また、学校全体の教育活動を見通したカリキュラムを作成するとともに、人権を大切にしたい取組になっているかを定期的に点検・評価することも必要です。

校種間および家庭や地域等との緊密な連携を図る

教育活動を系統的・継続的に展開し発展させていくことや、子どもの課題解決を図っていくためには、学校・園・所、関係機関が情報の交流を積極的に行い、各学校種間が連携して、子どもの成長過程や発達段階に適した学習活動に取り組むことが大切です。さらに、家庭や地域に対しては、学校の取組に対する理解と協力を得たり、地域の人びとやNPO・社会教育施設などの協力を得ながら、開かれた教育活動を展開することが必要です。

学校では

取り組みたいこと

- ・互いの個性を認め人権尊重の精神を生活に生かす
- ・自己実現を図る取組を充実する
- ・自尊感情の育成に努める
- ・自己表現力やコミュニケーション能力を育て、集団づくりを進める
- ・主体性の育成に努める

留意したいこと

- ・あらゆる教育活動を通して取り組む
- ・系統的・継続的な学習の展開と点検・評価
- ・校種間および家庭や地域等との緊密な連携を図る

(3) 家庭における取組

① 家庭の状況

少子化や家族規模の縮小、家族形態の多様化が進み、地域社会や家庭の環境が大きく変化する中で、家庭の孤立化が進み、その結果、親の育児不安などが生じています。また、過保護や放任、児童虐待など、家庭で子どもを育てる力が低下し、子どもをめぐるさまざまな問題も起きています。

家庭は、人間形成を図るうえできわめて重要な役割を果たす場です。特に、乳幼児期は、あたたかな愛情により、人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていくうえで重要な時期です。

子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、命や人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援し、広く地域全体で取り組む体制づくりが大切です。

② 取り組みたいこと

一人ひとりが大切にされる家庭づくりに努める

家庭は、人間形成を図るうえで重要な役割を果たす場です。家庭では、子どもの個性を大切にし、未来への夢をもたせるとともに、家族一人ひとりが互いに信頼し合える家庭づくりに努めることが大切です。

愛情と厳しさをもって育てる

ささいなことでも「できた」ことや努力したことなど、子どものよさを見つけ、愛情をもって大いにほめることが大切です。そして、してはいけないことをしたときは厳しさも必要です。

また、大人が子どもの話に耳を傾けることは、子どもを認めることにつながります。

家族が互いの個性を認め、助け合いながら家庭生活を築いていく中で、子どもは愛情を感じ、家庭の中での存在感を実感していきます。

■ 豊かな感性を養う

人権を尊重する態度を育成するためには、人権についての確かな知識とともに他者の願いや思いを受けとめることのできる感性が必要です。このような感性は、家族などの身近な人とかかわりの中で生まれていきます。

■ 日常生活を通して身につけさせる

さまざまな課題を解決していくためにも、家庭においてしつけや道徳観、正義感や人を思いやる心などを日常生活を通して子どもに身につけさせていくことが重要です。また、子どもが学んだことを共通の話題にするなど、学びを共有していくことも大切です。

家庭では

🌱 取り組みたいこと

- ・一人ひとりが大切にされる家庭づくりに努める
- ・愛情と厳しさをもって育てる
- ・豊かな感性を養う
- ・日常生活を通して身につけさせる

(4) 地域社会における取組

① 地域社会の状況

大人も子どもも誰でも人権が守られ、安心して生活できる地域社会が大切です。こうした社会は地域住民のためまぬ努力や工夫によって築かれていくものです。

しかしながら、子どもが誤った認識や偏見・差別意識をもつのは、家族や地域の身近な大人の影響も大きいと考えられることから、大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常生活に生かしていくことが必要です。

そのためにも、地域や社会教育関係団体等の各主体がネットワークを築くことにより連携・協働を進め、各主体がもつ特色を生かしあうことが大切です。

② 取り組みたいこと

■ 身近な生活の中にある問題に気づく

私たちの毎日の生活を振り返ってみると、不合理な風習や世間体にとらわれていることもあります。ささいなことでも私たちの身近な生活の中にある問題に気づくこと、そして、みんなでその解決をめざしていくこと、さらに、こうした取組を通して住みよいまちづくりを進めていくことが、人権にかかわる課題を解決していくことにつながり、人権を大切にしたい社会の実現につながっていきます。

■ 自分の問題としてとらえ行動につなげる

これまでの地域での取組の成果として、「差別はいけない」ということについて一定の理解が定着してきました。しかし、「私は差別をしない。だから、この問題は私には関係がない。」としてしまうのではなく、日常生活の中で人権

や差別の問題を自分自身の問題として意識することができる学びの工夫が必要です。

差別など人権にかかわる問題は、その根底で私たちの生活や生き方につながっていることから、学んだことを日常の生活に生かしたり、課題を解決していくために行動したりすることが求められています。

■ 能力や可能性を發揮できる社会をつくる

本来、誰もがもっている夢や可能性を十分に發揮することができる学習の場を提供することや、学んだことを社会に生かすことのできる活動を仕組んでいくことが求められています。住民の自主的・主体的な地域活動の促進や教育・文化の向上を図るための講座や諸集会の充実、さまざまな学びや体験など、多くの人との出会いを通して、自分に対する自信、成就感を育んでいくことが大切です。

③ 留意したいこと

■ 地域全体で子どもを育てる

子どもは地域のさまざまな人からあたたかく見守られたり、声をかけられたりしながら育っていきます。また、地域の中での遊びや活動を通しながら、社会のルールや仕組みを学んでいきます。このように、地域とのかかわりを通して人間形成を図っていくために、大人からの声かけなど、日常的なかかわりとともに、子どもを対象にした計画的な活動を展開していくことが大切です。

こうした取組を通して、同世代の子どもをもつ保護者同士やさまざまな人とのつながりを強め、家庭や地域社会がかかわりを深め、地域住民の心のつながりのあるコミュニティを形成していくことが必要です。

■ 子育てを支援する

子育てを家庭だけにまかせるのではなく、家庭を開かれたものとし、子どもも保護者も安心して生活できる環境をつくり、地域ぐるみで子育てを支援していくことが求められています。そのため、子育てに関する学習機会や情報の提供・相談、保護者同士の情報交換が行われるよう、保護者会、PTA活動、子育てサークルや公民館等の社会教育施設における取組が重要です。

■ 社会教育施設等における取組を充実する

社会教育施設等を中心に、地域の実態に応じた人権に関するさまざまな学習機会を充実させていくことが大切です。そのためには、学習機会の提供や交流事業、教材の作成などの取組を進めるとともに、学校教育と連携を図りながら、地域の教育力の向上に寄与していくことが大切です。

■ 社会教育関係団体等の活性化を図る

社会教育関係団体等の活動の中に人権教育を位置づけ、それぞれの活動の特性を生かしながら、さまざまな人権問題の解決に結びつけた自主的な取組を、積極的に推進することが必要です。

中でも、組織的・継続的に取り組まれているPTA活動をはじめとする保護者による活動は、人権を尊重する視点にたった子育ての重要性や保護者自身が人権問題を正しく理解・認識する機会として今後も重要です。

こうしたことから、子育てや地域の課題に結びついた内容、話し合い活動、フィールドワーク等の手法を取り入れた継続的・発展的な活動など、創意工夫した研修会を計画することが必要です。

連携・協働と推進体制の充実

地域ぐるみの取組を進めるためには、これまでの地域における推進の組織や体制を基盤にしながら、くらしと地域に根ざした自主的な取組を一層進める必要があります。そのためには、関係機関・団体等の連携・協働を強化し、総合的な推進体制の充実が大切です。

また、社会教育関係団体等においては、リーダーの養成や人権問題と人権についての幅広い学習を推進するとともに、団体相互の交流を促進していくことが必要です。

地域社会では

取り組みたいこと

- ・身近な生活の中にある問題に気づく
- ・自分の問題としてとらえ行動につなげる
- ・能力や可能性を発揮できる社会をつくる

留意したいこと

- ・地域全体で子どもを育てる
- ・子育てを支援する
- ・社会教育施設等における取組を充実する
- ・社会教育関係団体等の活性化を図る
- ・連携・協働と推進体制の充実



第2章

人権教育の具体的推進について



- 1 推進体制の充実
- 2 人権学習の具体的展開
- 3 より豊かな実践の展開

1 推進体制の充実

指導者自身がさまざまな人権問題について正しい理解と認識をもち、人権感覚を高めるとともに、その問題を自分自身の課題ととらえ実践に結びつける技能や態度を身につけていく必要があります。

また、子どもや保護者・地域住民の思いや悩みを受けとめ、相手の立場を理解しようと努力し、共感的に支援をしていく姿勢が大切です。

さらに、指導者と学習者がともに学び合い、ともに育ち合うことができる学習の場を企画・運営していくことも重要です。

(1) 指導者の養成と研修の充実

■ 正しい理解と認識を身につけるための研修の充実を図る

急激に社会が変化する中、新たな人権問題が起きています。こうしたことから、指導者自身が日々の生活の中で自己啓発に努めるとともに、学校・園・所、地域等において組織的、計画的、継続的な研修の機会と内容を充実させることが重要です。

■ 人権問題を的確にとらえる技能や態度を身につける

人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を高めるためには、テーマや内容を吟味し、知識伝達型にとどまることなく、実習・演習・参加体験型の研修を取り入れるなど方法を工夫しながら、ねらいに迫っていくことが大切です。

■ 新たな指導者を養成し世代交代につなげる

学校教育においては、教職員の世代交代が進んでいく中、さまざまな教育課題に適切に対応できるよう、教職員の実践的指導力を向上させることが重要です。そのため、経験の有無にかかわらず、一人ひとりの資質能力の向上を図る教職員研修の工夫が求められています。

また、社会教育の分野においても、新しい指導者の養成を行い、スムーズな指導者の世代交代につなげていくことが大切です。

(2) 機能的な体制づくりと取組の点検・評価

■ 推進組織の確立と推進計画の策定

人権教育を推進していくためには、指導者が取組や方向性等について共通理解を図り、組織的・継続的に取り組むことができる体制を確立し、さらに、それを機能させることが大切です。

また、子どもや家庭、地域の実態をふまえたうえで、具体的な目標を設定し、人権にかかわる学習や研修会、講座を組み立てていくなど、人権教育推進に関する計画を策定するとともに、組織全体として共有を図りながら実践し

ていくことが重要です。

■ 取組の点検・評価

人権教育を効果的に推進していくためには、学校教育や社会教育におけるさまざまな取組が、人権を尊重したもになっているか、定期的に点検・評価と見直しを行いながら、取組の改善につなげていくことが必要です。

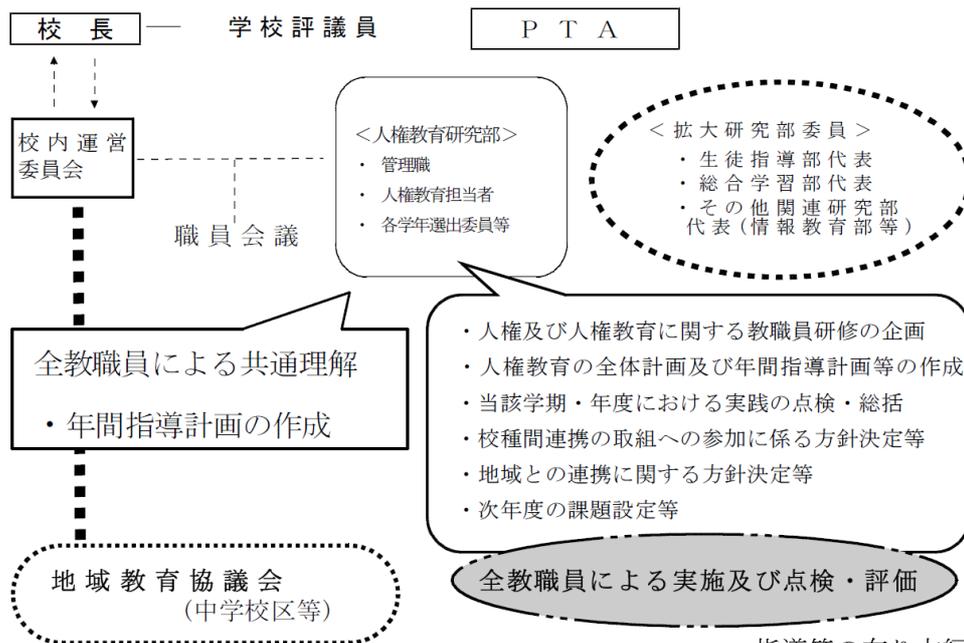
なお、学校における取組に関する情報は、家庭や地域の人々に対しても積極的に提供することが大切です。

【参考】点検・評価の視点

- 教職員における人権教育の目標の理解
- 学校全体としての取組の進捗
 - ～ 年度ごとの新しい(特色ある)取組、その他の取組
- 人権感覚の育成等に向けた指導の効果
- 学校・学年としての指導の継続性の確保
- 学校全体としての組織体制の構築
 - ～ 管理職－人権教育担当者－各研究部・各学年の有機的な連携
- 家庭・地域との連携の強化
 - ～ 家庭・地域に対する説明・情報提供、連携推進の体制整備 など

指導等の在り方編 p19 より

【参考】校内推進組織の例



指導等の在り方編 p17 より

(3) 人権が大切にされる学習環境づくり

■ 安心して学習できる環境をつくる

人権尊重の精神は人とのかかわりを通して培われるものですが、人権学習を進めるにあたっては、一人ひとりに対する受容的な人間関係をつくりあげていくことが大切です。

日常的な教育活動や集団活動においては、互いに認め合ったり、自己存在感や達成感を味わったりする中で、

自尊感情が育まれていきます。

また、学習者と指導者がともに学び、ともに育つためには、安心して本音を語ることができる学習環境づくりが必要です。

【参考】隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

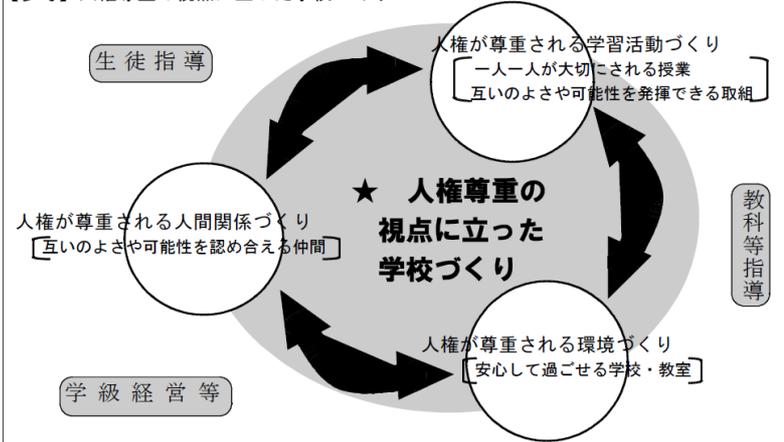
指導等の在り方編 p9 より

【参考】「人権尊重の精神に立った学校づくり」

学校教育においては、「生きる力」を育む教育活動が進められている。人権教育についても、学習指導要領に示された「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や、生徒指導、学級経営など、教育活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていかなければならない。

指導等の在り方編 p10,p11 より要約

【参考】人権尊重の視点に立った学校づくり



2 人権学習の具体的展開

すべての人の人権が尊重されるためには、学習者がさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を培うとともに、人権感覚を高め、学んだことを生活に結びつけていく技能や態度を身につけることが必要です。

(1) さまざまな学習機会の提供

■ 生涯にわたりさまざまな学習機会を提供する

人権学習では、乳幼児期からの就学前教育をはじめ学校教育、社会教育等を通じた生涯にわたるさまざまな学習機会を設ける必要があります。

また、年齢や団体の枠を超えて、ともに学び合う研修などを工夫することも大切です。

■ 日常の教育活動を充実させる

就学前教育や学校教育では、日常の教育活動を通して人権を大切にしようとする子どもや集団の育成を図ること、また保護者や地域の方とともに学び、交流する機会を一層充実させることが大切です。

■ 多くの人が参加できる場をつくる

社会教育では、地域の人々の多様な生活様式に合わせて、可能な限り多くの人が参加できるような学習機会を工夫する必要があります。そのためには、さまざまな立場や幅広い年齢層の人々がともに学ぶ機会を設けたり、参加しやすい時間帯の設定や学習機器の活用等に努めたりするなど、参加者の多様なニーズに対応していくことが大切です。

(2) 人権感覚を高める学習内容・教材の工夫

■ 系統性、継続性、発展性のある学習を展開する

個別の人権問題についての学習は、学習者の意識や経験をふまえ、地域の現状や課題に即しながら、系統性、継続性、発展性のある学習を展開していくことが大切です。

■ 教材やプログラムを工夫する

「差別の現実に学ぶ」「人権問題を自分の生活に結びつける」といったことを大事にしながら、学習者の意識をふまえ、生活に身近な素材を教材として取り上げ、学習者の人権感覚を高める教材やプログラムを工夫していくことが大切です。

また、さまざまな人の協力を得るとともに、地域の素材を活用しながら、課題解決につなげていくことも必要です。

【参考】児童生徒の人権感覚を育むために培いたい力や技能

- ① 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- ② 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- ③ 自分の要求を一方向的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

指導等の在り方編 p9 より要約

【参考】教育課程の編成に当たっての留意点

1 「地域の教育力」を活用する

各教科等の特質に応じて、地域のひと・もの・ことや施設等、地域の教育力を計画的・効果的に活用して、教育活動全体を通して人権教育を推進する。

2 「体験的な活動」を取り入れる

フィールドワークなどの体験活動を積極的に活用して、人権についての「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」を育て、人権感覚を育成する。

3 学習形態、教育方法上の工夫を行う

児童生徒の実態を踏まえ、人権教育の目的に応じて、計画的に、一斉学習・グループ学習・個別学習などの学習形態の工夫を行う。また、目的・内容に応じて、授業担当教員とゲストティーチャー（地域人材等）とのチーム・ティーチングを取り入れたり、コンピュータなどの情報機器を活用したりするなど、指導形態・方法の工夫を行う。

4 「生き方学習」や進路指導と関わらせる

学級活動やホームルーム活動などでの人間としての在り方生き方についての自覚を深める学習や、進路指導の機会等を通して長期的・広域的視野から人権教育を推進する。

指導等の在り方編 p12 より

(3) 学習方法の工夫(参加・協力・体験)

■ 主体的な学びを大切にする(参加)

人権をくらしのあらゆる場面で具体的にとらえることを通して、学習者が自分の生活と結びつけながら、課題意識をもって、主体的に学びに参加していくことが大切です。

そのためには、学習者が自ら選択、判断、自己決定できる場を取り入れたり、参加体験型学習を取り入れたりするなど、関心や意欲を高め、学びを深めていけるように学習方法を工夫することが必要です。

■ 人とのかかわりを通して学ぶ(協力)

人権学習においては、学習者が互いに協力して学ぶことが大切です。そのためには、豊かな人間関係を育む基礎となるコミュニケーション能力などの技能を身につけることが必要です。

また、高齢者、障害者、外国人など、さまざまな人とのかかわりを通して、その人の生き方や考え方を学ぶことのできる場を設定することも大切です。

■ 体験などを重視した学習を推進する(体験)

知的な理解にとどまるのではなく、さまざまな手法を取り入れ、自分の生活と結びつけながら、身近な地域で具体的な体験を通して学んでいく活動を重視していくことが大切です。フィールドワーク、聞き取り学習、ボランティア体験、交流活動、各種ネットワークづくりの推進等、さまざまな学習方法を効果的に活用していくことが必要です。

なお、体験的な学習においては、学習者が互いに話し合い、自分の生活と関連させ、自らの行動や態度の変容へと結びつけていくことが大切です。

■ さまざまな学習方法をねらいや学習者の実態に即して活用する

学校や地域の状況をふまえ、課題となる人権問題を取り上げながら、系統的かつ論理的な学習方法を組み立てたり、指導者と学習者がともに学び、ともに自己変革をめざしたりしていく学習方法を工夫していくことが大切です。講義形式、フィールドワーク(調査活動)、参加体験型学習などさまざまな学習方法を、ねらいに応じて効果的に活用していく必要があります。

人権学習において大切にしたい学習のポイント 「参加」・「協力」・「体験」

人権学習においては、学習者が自ら主体的に学習活動に参加し、協力的に活動し、体験すること、つまり、自分自身の心と頭と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことが重要です。

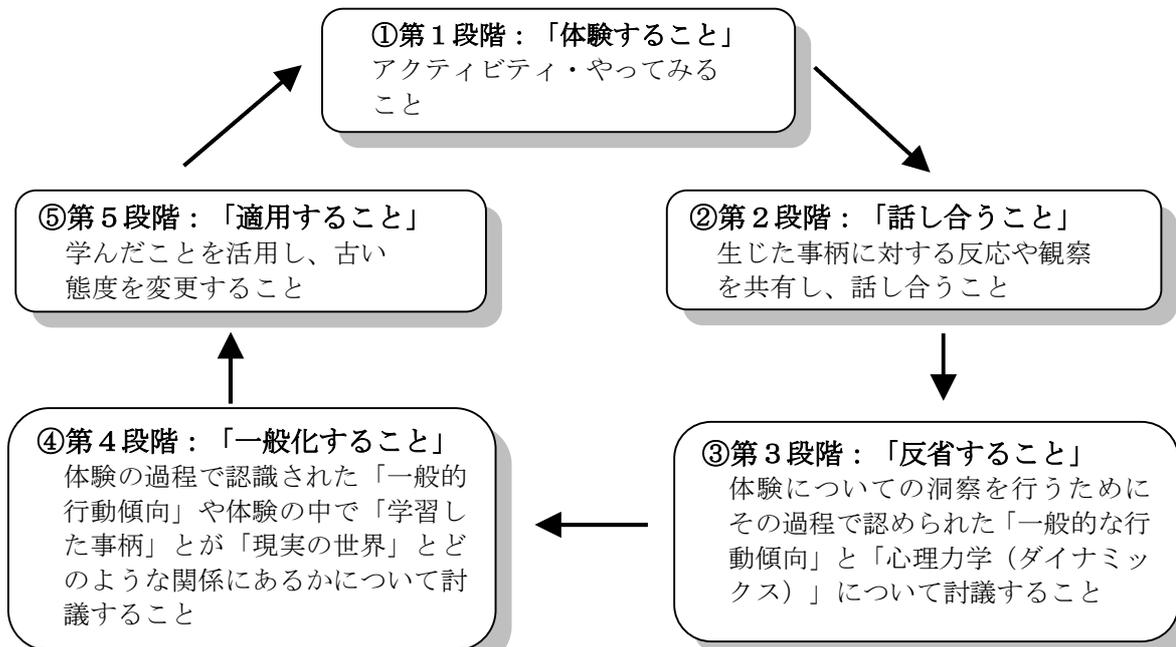
「**参加的な学習**」：学習の課題の発見や内容の選択に、学習者が主体的に参加する学習。学習者は参加を通して、自分自身の決断と行為に対して責任を負うことなどの諸能力を発展させることができる。

「**協力的な学習**」：自分自身と学習の参加者の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習。生産的・建設的に活動する能力を促進させ、社会的技能や自尊感情を培うことができる。

「**体験的な学習**」：具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習。自らの心と頭と体とを働かせて、試行錯誤しつつ、身をもって学ぶことで、生きた知識や技能を身に付けることができる。

指導等の在り方編 p27,p28 を参考に作成

【参考】「体験的な学習」に関する学習サイクル



上図における第1段階の「体験」は、必ずしも現実的な体験だけを意味するわけではない。むしろ、明確な目的意識の下に考案された学習活動(アクティビティ)に取り組むことによる擬似体験や間接体験をすることも含まれる。そこでは、ロールプレイング、シミュレーション、ドラマなど、多種多様な手法が用いられる。「体験的学習」のねらいは、「体験」を単なる「体験」に終わらせるのではなく、「話し合い」、「反省」、「一般化」、「適用」という具体的、実践的な段階を丁寧に踏むことによって、体験した事柄を内面化し、自己変容へと結びつけさせることにある。

指導等の在り方編 p28, p29 より

(4) 社会情勢の変化への対応

インターネットによる人権侵害や児童虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)など新たな問題がおこっています。社会情勢の変化にともなう新しい問題にも常にアンテナをはり、学習内容の検討や学習方法の工夫を図ることが必要です。

■ インターネットによる人権侵害

高度情報化の進展に伴い、パソコンや携帯電話などによるインターネットの利用が普及し、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するなど、私たちの生活は便利で豊かなものとなりました。しかし、その一方で情報発信の匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷したり、有害な情報を掲載したりするなどの問題が発生しています。

インターネットによる人権侵害は、さまざまな人権問題に深く関係しています。インターネット利用上のルールやマナー、情報の収集・発信における個人の責任やモラル、インターネットに関連する法律等について、正しく理解することが大切です。

また、これらの学習と同時に、一人ひとりが自尊感情を高め、さまざまな人との出会いやかかわりの中から、他者への共感や豊かな感性を育んでいくことも不可欠です。

■ 児童虐待などさまざまな課題

児童虐待は子どもの心身の成長および人格の形成に大きな影響を与え、また、将来の世代にも懸念をおよぼす人権侵害であるとの認識を深め、社会全体でその防止にむけた意識を育む必要があります。

また、子どもの人権にかかわっては、いじめの問題も大きな課題です。いじめの問題に対応するためには、自尊感情を高め、自他を大切にす気持ちや育みながら、他者と豊かにコミュニケーションを図ろうとする態度や、規範意識などの社会性、共感的人間関係を育成することが大切です。

さらに、犯罪被害者・ホームレス・刑を終えて出所した人・性的マイノリティ・アイヌの人々・拉致被害者等にかかわる人権課題への対応も求められています。こうした課題の学びとともに、解決に向けた実践力を養っていくことが大切です。

【参考資料】 文部科学省 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～実践編～

「指導等の在り方編」で示した理論等が、具体的な実践へと結び付くようにするための実践事例等がまとめられている。
(以下、目次より抜粋)

- ・人権が尊重される授業づくりの視点例
- ・全体計画の見直し等に当たっての留意点、年間指導計画充実のための留意点
- ・学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント
- ・効果的な学習教材の選定・開発
- ・児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫(「協力的」、「参加的」な学習の取組)
- ・「体験」を取り入れた指導方法の工夫
- ・児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫
- ・効果的な研修プログラムの例 など

3 より豊かな実践の展開

人権教育をより豊かに展開し、一人ひとりの学びや活動が、社会全体の取組につながり広がっていくためには、次のような取組が必要だと考えられます。

(1) 情報の発信と活用

人権教育の活動を広め、充実させていくうえで、情報の発信は大きな意味をもちます。

学校・地域等における取組や学習教材を、紙媒体やインターネットを通して発信したり、交流会等において発表したりすることで、取組の成果を広げていくことが大切です。

なお、情報の発信にあたっては、個人情報の取り扱いに注意し、プライバシーへの配慮や、著作権・知的財産権等にかかわる法令を遵守するなど、発信にともなう責任が求められます。

一方、県教育委員会のホームページには、人権教育に関する資料や視聴覚教材等の情報が掲載されています。市町でもさまざまな教材等がつくられています。こうした情報を収集・分析し、各学校や地域の実態に応じて活用することが、人権教育のより一層の充実につながります。

このような情報が有効に活用されるためには、県や市町だけでなく、各学校や地域においても、誰もが活用することができる仕組みをつくっておくことも大切です。

(2) 連携やネットワーク化による地域づくり

■ 校種間の協力と連携<タテのつながり>

人権教育の推進には、幼児期から大人に至るまで子どもの成長過程全体を考え、発達段階に適した学習活動を計画することが必要です。

とりわけ学校教育においては、義務教育である小学校と中学校の交流・連携が重要ですが、子育てに関わるさまざまな問題等に対する理解を促進する観点からも、保育所・幼稚園から高等学校・特別支援学校にわたる連携も必要です。

また、進路指導・キャリア教育の中で、人権に関わる教育を積極的に組み入れていくことも重要になります。

■ 連携・協働とネットワーク化<ヨコのつながり>

生きる力を育み、地域に人権文化を構築するためには、地域の人たちや身近にある企業、教育機関等がもつ専門性や知識・技術、地域の学習素材を積極的に活用していくことが大切です。

また、地域の人々の協力を得ながら、学校・園・所、社会教育関係機関等が連携して取組を進めていくことが必要です。

学んだことを生かし、人と人、人と社会がつながるためにも、さまざまな教育施設や関係機関等との連携・協働やネットワーク化が、ますます重要になっています。

(3) ボランティア活動やNPO活動とのかかわり

ボランティア活動の体験やNPO等の協力を得て行う学習活動は、人権を具体的に学ぶ機会となります。

人権を守り人権尊重の社会を支える活動をする人たちの存在を知り、その人と出会うことは、人権感覚を培うきっかけとなります。また、施設訪問等を通し、さまざまな人々と触れ合うことで、人権問題に対する理解をより一層深め、豊かな人権感覚を育むことが期待できます。

日頃からボランティア活動やNPO等の情報の収集に努力しながら、適切に連携・協力していくことが求められます。

【参考】効果的な教材の例

1：地域の教材化

地域におけるフィールドワークなどとの関連を図りながら、地域の歴史や産業などを取り上げて教材化する。市区町村においては、これに関連する資料等が図書館などに保管されていることも多いので、それらの活用は可能であり、容易であろう。ただし、活用にあたっては、児童生徒の実態や発達段階を踏まえ、また、学校がねらいとしている課題との関連等の点から検討する。

2：外部講師の講話やふれあいの教材化

福祉作業所や高齢者施設などにおいて人権課題と直接関わって働く人、また、高齢者や障害のある人などの講話や談話は、児童生徒に自分の生き方を振り返らせ、人権課題と真摯に向かい合わせる契機となる。また、地域の人や人権課題に直接関わる人から直接出されるメッセージは、生活課題と結びついて、児童生徒に深く考え自らを見つめ直させる教材として効果的である。なお、高齢者や障害のある人と直接ふれあい学ぶ場合には、人権上の配慮に基づいた十分な事前指導を行う必要がある。

3：生命の大切さに関する教材

自殺、いじめ、暴力行為などの問題と関連する場合も含め、生命の大切さについての指導を行うにあたっては、できるだけ共に生きる喜びや大切さに気付けるような教材の活用が望まれる。

発達段階を踏まえつつ、生きることを肯定するような建設的な内容の教材を選定したい。具体的には、例えば、以下のような工夫も考えられる。

- 医療機関や消防署等で救命活動に直接関わる人々からの講話や体験談の教材化
- 保護者や産院等の協力を得る誕生の記録の教材化
- 保育所や幼稚園で働く人の講話の教材化
- 妊娠中の女性をゲストティーチャーとした講話の教材化

4：保護者や地域関係者と共に作る教材

児童生徒と関わる大勢の人達との協働による教材の開発は、学校における人権教育への理解を深めるとともに、共に児童生徒を育てるという人権教育の基盤づくりにもつながるものであり、意図的に設定していきたい。学校だけが主導権を握るのではなく、地域の人権擁護委員など、公の組織や団体の支援を積極的に取り入れていくことが、成功につながる。

5：視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用

6：小説、詩、歌などの作品の教材化

7：同世代の児童生徒の作品の教材化

8：歴史的事象の教材化

9：教材を通して、よりよい出会いをつくるための教材

10：情報交換できるシステムの活用

5～10は、項目のみ紹介

指導等の在り方編 p25～27 より

◇資料◇



人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
人権教育・啓発に関する基本計画(抜粋)
人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](抜粋)
滋賀県同和教育基本方針
滋賀県人権尊重の社会づくり条例
滋賀県人権施策基本方針(抜粋)
滋賀県人権施策推進計画(抜粋)
人権教育関係法令等について
ホームページリンク集

◇人権教育及び人権啓発の推進に関する法律◇（平成12年12月6日法律第147号）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

◇人権教育・啓発に関する基本計画(抜粋)◇

平成 14 年 3 月 15 日閣議決定(策定)

平成 23 年 4 月 1 日閣議決定(変更)

第 4 章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連 10 年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第 3 章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連 10 年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることとする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害する人権教育・啓発に関する基本計画うな行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、

家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にすする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその人権教育・啓発に関する基本計画態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

- (1) 女性
- (2) 子ども
- (3) 高齢者
- (4) 障害者
- (5) 同和問題
- (6) アイヌの人々
- (7) 外国人
- (8) HIV感染者・ハンセン病患者等
- (9) 刑を終えて出所した人
- (10) 犯罪被害者等
- (11) インターネットによる人権侵害
- (12) 北朝鮮当局による拉致問題等
- (13) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生じうる人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

◇人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]

～指導等の在り方編～(抜粋)◇

平成20年3月 文部科学省 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

第1章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

1. 人権及び人権教育

(1) 人権とは

人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義される(人権擁護推進審議会答申(平成11年))。また、基本計画は、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と説明している。

しかし、人権を一層身近で具体的な事柄に関連させてより明確に把握することが必要である。人権という言葉は「人」と「権利」という二つの言葉からなっている。人権とは、「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」を意味する。したがって、人権とは何かを明確に理解するには、人とはどのような存在なのか、権利とはどのような性質を持つのかなどについて、具体的に考えることが必要となる。

人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足などに関わる諸権利が含まれている。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれている。

このような一つひとつの権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的なものとして連なりあっている。このような諸権利がまとまった全体を人権と呼ぶのである。したがって、個々の権利には固有の価値があり、どれも大切であって優劣や軽重の差はありえない。ただし、今日、全国各地で児童生徒をめぐって生じている様々な事態にかんがみ、人間の生命はまさにかけがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことであることについて、改めて強調しておきたい。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を負うことを意味することになるのである。

(2) 人権教育とは

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。)では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動(第2条)」をいうものとしている。この定義についても、より具体的にとらえることが必要である。

国連の「人権教育のための世界計画」行動計画では、人権教育について「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的な文化を構築するために行うものとし、その要素として(a)知識及び技術一人権及び人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身に付けること、(b)価値、姿勢及び行動一人権を進展させ、人権擁護の姿勢及び行動を強化すること、(c)行動一人権を保護し促進する行動をとることが、含まれるものとしている。

これらを踏まえれば、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。

(3) 人権感覚とは

人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。「価値志向的な感覚」とは、人間にとってきわめて重要な価値である人権が守られることを肯定し、侵害されることを否定するという意味において、まさに価値を志向し、他

者に向かおうとする感覚であることを言ったものである。このような人権感覚が健全に働くとき、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする、いわゆる人権意識が芽生えてくる。つまり、価値志向的な人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられるのである。

(4) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

このように見たとき、人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育であることがわかる。

このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、次の3つの側面(①知識的側面、②価値的・態度的側面及び③技能的側面)から捉えることができる。

①知識的側面

この側面の資質・能力は、人権に関する知的理解に深く関わるものである。

人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければならぬ。例えば、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が含まれるであろう。このように多面的、具体的かつ実践的であるところにその特徴がある。

②価値的・態度的側面

この側面の資質・能力は、技能的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。

人権教育が育成を目指す価値や態度には、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれる。人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるためには、このような価値や態度の育成が不可欠である。こうした価値や態度が育成されるとき、人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながる。

③技能的側面

この側面の資質・能力は、価値的・態度的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。

人権の本質やその重要性を客観的な知識として知るだけでは、必ずしも人権擁護の実践に十分であるとはいえない。人権に関わる事柄を認知的に捉えるだけでなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化することが求められる。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要である。人権教育が育成を目指す技能には、コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容するための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれる。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にする。

(5) 人権教育の成立基盤となる教育・学習環境

人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持つ。このことは、教育一般についてもいえるが、とりわけ人権教育では、これが行われる場における人間関係や全体としての雰囲気などが、重要な基盤をなすのである。

人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。

なお、人権教育は、教育を受けること自体が基本的な人権であるという大原則の上に成り立つものであることも再認識しておきたい。

◇滋賀県同和教育基本方針◇

滋賀県教育委員会 昭和47年1月：策定、平成4年3月：改定

同和教育の本質は、近代社会の原理である自由と平等の原則に基づき、社会の中に今なお存在する不合理な部落差別をなくすことをめざし、互いの人格を認めあい敬愛しあう人間を育成し、人権尊重の精神を貫く社会の実現を期することである。

したがって、同和問題を解決することが民主社会を確立するうえで重要な課題であるという認識のもと、人間の尊厳を基本として、同和問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常の生活に具現する態度を育成するため、同和教育を積極的に進める必要がある。

本県においては、今日まで同和問題の解決をめざし、県民ぐるみの取り組みを進めてきたことにより、県民の学習機会が拡充され、同和問題についての理解は深まりつつある。しかし、予断と偏見による差別事象の発生や、就学、就労、結婚などに基本的人権にかかわる問題が依然としてみられることなど、解決しなければならない課題があり、同和問題が必ずしも県民一人ひとりのものになっているとはいえない。

国際的に人権尊重思想が普及する中で、人権意識の高揚を基盤とし、心理的差別の解消の実現に向けて努力を重ねていくことが重要であり、教育の果たす役割をふまえ、さらにその徹底を図るため、就学前教育、学校教育、社会教育などあらゆる教育の場において同和教育を推進する。

なお、同和教育より効果的な推進を図るため、保育所、幼稚園および学校における教育と社会教育との緊密な連携を促進する。

1. 就学前教育にあつては、乳幼児期が、人間形成の基礎を培う重要な時期であることを認識し、保育を通し、乳幼児が発達状況に応じて、日常生活の基礎的な事項を十分身につけることができるよう努める。

また、同和問題についての正しい理解と認識を形成する基礎を培うために、家庭・地域や小学校などと連携し、乳幼児に豊かな情操を養い、一人ひとりが、思いやりと協調性に富み、互いの人格を尊重しあい、いじめや差別を生まない人間関係の醸成するよう努める。

2. 学校教育にあつては、小・中学校から高等学校に至る期間が、社会生活に必要な基礎的能力を身につけ、心豊かな人間に成長するうえで重要な時期であることをふまえ、児童生徒が、互いの人格を認めあい励ましあう学習活動を展開し、人権意識を高め、感性をみがき、差別の不合理性についての認識を深めることを通して、同和問題解決への意欲を培い、人権尊重の精神を生活に具現するよう努める。

さらに、児童生徒が、より良い生活習慣を身につけ、学力を高め、自主・自立の精神と社会性を養い、生涯にわたり自己実現を図ることができるよう進路指導を充実するとともに、学校における取り組みについて、家庭や地域に理解と協力が得られるよう努める。

また、大学や専門学校などにおける同和教育の一層の充実が図られるよう努める。

3. 社会教育にあつては、自主的・自発的な学習活動を基盤とする生涯学習の観点から、県民一人ひとりが、各種の学習機会を通して同和問題を正しく理解・認識し、自らの生き方にかかわる重大な社会問題として受けとめ、人権尊重の精神を日常の生活に具現することが求められている。

このことから、県民が社会教育活動や地域・職域における教育・啓発活動などに積極的に参加し、差別の不合理性についての理解を深め、社会連帯の大切さや働くことの尊さなどについて自らの認識を見つめ直し、問題解決に主体的に取り組み、差別のない住みよい社会づくりを進めるよう努める。

とりわけ、地域ぐるみの同和教育を一層推進するため、同和教育推進協議会等の活動をさらに活発にし、くらしと地域に根ざした自主的な取り組みが進められるよう努める。

さらに、家庭や地域が、人間形成を図るうえで、大きな役割を果たす場であることを認識するとともに、家族や地域住民が、相互に信頼し尊敬しあい、人権意識に支えられた明るい家庭、心の通いあう地域づくりを進めるよう努める。

◇滋賀県人権尊重の社会づくり条例◇

平成13年3月 滋賀県

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。

すなわち、私たち一人ひとりとは、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちはこのような自由と権利を行使するに際しては、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている。

こうした認識に基づいて、現在および将来の世代にわたり、豊かな自然に恵まれ環境を大切にす滋賀に、人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることが、私たちみんなの願いであり、また責務である。

私たち滋賀県民は、21世紀の初頭に当たり、人権が尊重される社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえて、これを行うとともに、必要な調整に努めるものとする。

（県民および事業者の責務）

第3条 県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない。

（人権施策基本方針）

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権が尊重される社会づくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- (3) 相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ滋賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、権施策基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、人権施策基本方針を変更する場合について準用する。

6 知事は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度、滋賀県人権施策推進審議会に報告するものとする。

（人権施策基本方針との整合）

第5条 県は、県行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努めるものとする。

（滋賀県人権施策推進審議会の設置）

第6条 地方自治法（昭和22年法律67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに関する事項について調査審議する。

3 審議会は、人権が尊重される社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（審議会の組織等）

第7条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

4 人権の基本理念

(1) 人権の普遍性・日常性

人権は、不当な差別を受けている人たちだけに関わるのではなく、私たちすべての人間に関わるという普遍性を有しています。

例えば、私たちは、テレビ、ラジオや新聞などからいろいろな情報を得、それによって自分たちの生活に必要な判断を下しています。これは、「知る権利」と呼ばれる人権を行使しているのです。

一方、人権は普遍性と同時に、きわめて身近なものであるという日常性も有しています。前述の「知る権利」は毎日の生活に直結しています。また、私たちは仕事をして収入を得、それによって毎日の生活に必要な物資を買っています。これは、「財産権」とか「勤労の権利」という人権を行使しているわけであり、これらの人権なしには、私たちの日常生活は成り立ちません。

このように、人権は県民誰もが身近な権利であり、人権尊重の社会づくりに関する県の取り組みはそのことを前提として進められなければなりません。

(2) 人権の平等性

人権はすべての人間に対して同じように保障されなければなりません。

世界人権宣言の第1条は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と規定しており、条例の前文も「私たち一人ひとは…社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく」とうたっており、個人の性や人種、出生などにより、その人自身の意思や努力で変えることのできない事実を根拠として、人権の享有に差別を設けることは許されません。

したがって、県がいろいろな分野で決定する政策やそれを実現するための具体的な施策は、すべての県民の人権の平等性を保障するものでなければなりません。

(3) 個人の尊重

人権は一人ひとりの個人の尊重に根差すものでなければなりません。

条例の前文にあるとおり、「私たち一人ひとは、様々な個性をもったかけがえない存在であり…個人として尊重されなければならない」のです。生命や身体の不可侵・安全の保障というもとも基礎的な人権は、人権がもともと個人のものであることを当然の前提としています。また、「(2)人権の平等性」は、差別を禁じていますが、この禁止も結局は、個々人の人権が保障されて初めて意味を持つわけです。そして、一人ひとりがその個性を発展させていろいろな可能性を追求することは、結果として社会全体の可能性を高め、社会に属するすべての人々にその発展の恩恵をもたらすことにつながります。つまり、県が県民一人ひとりの人権を尊重し、その個性を伸ばす施策を採択することは、県全体の可能性を拡大し、県民すべてに効果をもたらすと言えます。

(4) 多元社会と共生

人権は様々な個性を持った個人がその人らしく生きる権利と言えます。様々な可能性を進展させることによって、多様性にみちた社会を生み出し、その中でいろいろな人たちが共に生きる状況をつくりだします。条例の前文は、「私たち一人ひとは、様々な個性をもった…存在であり」とうたうとともに、「一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない」とうたっています。このことは、前述のように、県民一人ひとりの個性を伸ばすことにより、県全体の可能性が拡大し、県民すべてに効果をもたらすことにつながります。そのためには、県民のあいだで多様性が承認され、それに基づいた多元社会が実現し、その中で県民が共生していくことが必要です。

(5) 人権の義務的性格

人権は権利としての性格と並んで、義務としての側面を併せ持っています。前述のとおり、人権は私たちみんなの身近な権利であり、平等に適用され、一人ひとりの個人を尊重し、その個性を伸ばすことを保障します。しかし、人権は国や自治体から与えられるものではなく、国や自治体を構成する個々人の絶えまない努力によって、初めて実現可能となることを忘れてはなりません。

世界人権宣言の第28条は「すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する」と規定していますが、それに続く第29条は「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う」と規定して、人権が尊重される社会づくりの最終的な責務が実は私たち一人ひとりにあることを明らかにしています。同様に、日本国憲法第12条も「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と規定しています。条例の前文が「現在および将来の世代にわたり、…人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることは、私たちみんなの願いであり、また責務である」とうたっているのも、同じ趣旨です。

さらに、条例の前文は「私たちはこのような自由と権利を行使する際には、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている」とうたっており、個人の権利の行使には他の個人の権利の尊重という制約を伴うことを明らかにしています。

5 基本施策の推進

人権の基本理念に基づき県が推進すべき基本施策を、

- (1) 人権が尊重される条件づくり、つまり人権意識高揚のための教育・啓発に関わるもの
- (2) 人権が侵害された場合の救済、具体的には被害者の相談・支援体制に関わるものに分けて示します。

(1) 人権意識の高揚—教育・啓発

人権意識高揚のための教育・啓発活動については、家庭、学校、地域社会における人権教育および人権啓発を以下のとおり推進します。

(人権教育)

①家庭教育

乳幼児期における家庭環境を充実することは、成長後に他人の生命を大切に、人権を尊重できる人格を形成する上できわめて重要です。

しかし、少子化や家族規模の縮小、家族形態の多様化が進み、地域社会の連帯意識が弱体化しつつある現状においては、乳幼児を育てる保護者が親族や近隣の人たちからアドバイスを受けることが困難になっています。また、男女が共同して子育てに当たる諸条件が十分でない中で、家庭が本来担うべき教育の場としての機能が十分に発揮されていない状況があります。なお、このような状況は、乳幼児期に限ったことではなく、就学後についても同様です。

したがって、このような家庭の教育機能の低下を補充し、それを強化する社会的な取り組みを一層充実することが必要です。県としても、家庭の孤立化を防ぎ、男女が共同して子育てに当たる条件を整備するために、子育てに関する学習機会や情報の提供、地域社会において、また保護者同士で情報交換を行える場の設置等、積極的に支援体制の強化を図ります。

②学校教育

児童生徒の人権意識の高揚を図るため、個々の児童生徒の自尊感情を高めるとともに、他者を尊重しお互いの違いを認め合う、つまり自立と共生の意識を深め、発展させる教育を推進します。

また、人権に関する知識と並んで人権に対する感性を磨くことも重要であり、そのため学校教育の中に高齢者、障害者、外国人などと交流する体験学習の機会を取り入れます。

さらに、これらの教育を推進するに当たって、個々の生徒の自主性を尊重し、自発的な取り組みを奨励するために参加型学習を促進します。

③社会教育

地域社会が弱体化しつつある現状にあって、人権教育の場としての地域社会の役割を再検討し、必要に応じて、その活動の支援・促進に努めます。また、生涯学習の基礎として人権教育を位置づけ、多様な学習機会の充実等学習環境づくりを進めます。

第3章 人権施策の推進

II 基本施策の推進 1-2 人権教育

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力などさまざまな資質や能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育です。

人権教育を推進するにあたっては、人権の大切さや人間の尊厳など人権についての基礎的な学びの普遍的な視点からのアプローチと、個別的な人権問題についての学びの充実と創造をめざす個別的な視点からのアプローチを互いに関連させながら、取り組んでいきます。

(1) 家庭教育

家庭は、人間形成を図る上で重要な役割を果たす場です。特に、乳幼児期は、あたたかな愛情により、人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていく上で重要な時期です。

こうしたことから、子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、いのちや人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援に努めます。とりわけ、子育てに関する学習機会や情報の提供などの家庭教育支援については、保護者だけでなく、広く地域全体で取り組む体制づくりを進めます。

(2) 就学前教育・学校教育

あらゆる場を通じて、幼児児童生徒の自尊感情を高め、自分の人権を守り、他人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育み、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚の育成を図ります。

1. 人権教育推進のための基盤

- ① 指導者自身がさまざまな人権問題について正しい理解と認識をもち、人権感覚を磨き高めるとともに、その問題を自分自身の課題ととらえ実践に結びつける技能や態度を身につけられるよう、学校・園・所、地域等の指導者を対象とした多様な研修の機会の充実を図ります。
- ② 日常的な教育・保育活動において、自己存在感や達成感を味わったり、互いに認め合ったりする中で、自尊感情やコミュニケーション能力を育みます。また、学習者と指導者がともに学び、ともに育つため、安心して学ぶことができる学習環境づくりを進めます。

2. 人権学習の具体的展開

- ① 学校・園・所の教育・保育活動において、人権教育に関する指導方法等の改善と充実を図ります。また、学習者が自分の生活と結びつけながら主体的に学んでいけるよう、自らが選択、判断、自己決定できる場を取り入れたり、参加体験型学習やボランティア体験、フィールドワークを取り入れたり、自然とのふれあいを通して命の大切さを感じ取ったりするなど学習方法や内容を工夫します。
- ② 人権教育についてのさまざまな学習機会を提供するとともに、学習者の意識を踏まえ、生活に身近な素材を教材とするなど感性や心情に訴える学習を進めます。また、さまざまな人の協力を得ながら、地域の素材の活用にも努めます。

3. 豊かな実践のために

- ① 人権教育研究団体等の実践や研究の成果を生かすとともに、地域における取組と結びつけながら、家庭・地域と連携した取組を一層深めます。
- ② 幼児児童生徒の実態や発達段階および地域の課題を踏まえ、系統的・発展的な学習を進めるとともに、関係機関・団体等との適切な連携を行い、家庭・地域の理解と協力を得ながら教育・保育活動を進めます。また、大学等に対しても、人権に関する情報提供に努めます。

(3) 社会教育

1. 学習環境づくり

県民一人ひとりが、人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常の生活に具現していくことができるよう、

学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりに努めます。

また、子どもが誤った認識や偏見・差別意識を持つのは、周りの大人の影響も大きいと考えられることから、大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常生活に生かしていくことができるよう、内容や方法の工夫を図ります。

- ① 公民館等の社会教育施設を拠点とした人権に関する各種の学習機会の提供や、地域に住む人々の相互理解の促進を図るための各種交流活動の実施を支援します。

また、人権に関する研修資料・学習教材や啓発資料の作成・配布を行うとともに、インターネット等も活用して教材、指導者等の情報提供の充実に努めます。

- ② 指導者の資質の向上と指導力の強化を図るための研修プログラムを充実し、社会教育主事、社会教育施設関係者、社会教育関係団体の代表者等を対象に研修会を開催します。また、社会教育関係団体等における人権教育への取組を促します。

2. 人権教育の具体化

これまでの地域ぐるみの取組を生かしつつ、まちづくりの活動と関連させながら、それぞれの実情に応じた、人権教育の具体化を図っていきます。

- ① 交流活動の充実やボランティア活動の促進を図り、地域の連帯意識に支えられた、住みよいまちづくりをめざします。
- ② 人権教育に関する調査・研究や情報提供等のあり方について検討し学習方法の開発等に努めるとともに、県民の自主的な学習活動を支援します。

III 分野別施策の推進

すべての人の人権が尊重される豊かな社会である「滋賀のめざす人権が尊重される社会の姿」を実現するためには、基本施策の推進とともに、さまざまな人権問題に対応するための分野別施策を推進していくことが必要です。

人権施策基本方針では、人権問題として7つの分野を取り上げています。人権をめぐる課題は時代とともに変化しており、多くの課題がありますが、本計画では、「犯罪被害者」、「インターネットによる人権侵害」の2つを加えた9つの分野を取り上げ、分野別に現状と課題、具体的施策を示します。

分野別施策の推進にあたっては、人権施策基本方針や本計画の趣旨を踏まえ、各分野の個別計画等に基づき、推進本部を設置するなど関係機関の連携のもとに施策の推進を図ります。

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障害者
- 5 同和問題
- 6 外国人
- 7 患者
- 8 犯罪被害者
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 さまざまな人権問題

これまで取り上げたほか、少数であったり、社会的に弱い立場におかれている人々に対する偏見や誤解から差別につながるなど、さまざまな人権問題があります。こうした人権問題についても、正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発等の取組を進めます。

- ① 個人情報保護
- ② ホームレス
- ③ 刑を終えて出所した人
- ④ 性的マイノリティ
- ⑤ アイヌの人々
- ⑥ 拉致被害者等

◇人権教育関係法令等について◇

次の関係法令等は、県教育委員会人権教育課のホームページより閲覧できます。

<http://www.nionet.jp/jinken/index.htm>

◆世界の人権教育関係◆

- (1) 世界人権宣言
- (2) 国際人権規約
- (3) 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
- (4) 「人権教育のための国連10年」決議、行動計画
- (5) 国連「人権教育のための世界計画」

◆国の人権教育関係◆

- (1) 日本国憲法
- (2) 同和対策審議会答申
- (3) 同和対策事業特別措置法
- (4) 地域改善対策特別措置法
- (5) 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- (6) 人権擁護施策推進法
- (7) 「人権教育のための国連10年」国内行動計画
- (8) 男女共同参画社会基本法
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律
- (10) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- (11) 人権教育・啓発に関する基本計画
- (12) 「人権教育の指導方法等の在り方について」 [第一次とりまとめ]
- (13) 「人権教育の指導方法等の在り方について」 [第二次とりまとめ]
- (14) 「人権教育の指導方法等の在り方について」 [第三次とりまとめ]

◆県の人権教育関係◆

- (1) 滋賀県同和教育基本方針
- (2) 今後の同和行政に関する基本方針
- (3) 在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針
- (4) 滋賀県人権尊重の社会づくり条例
- (5) 滋賀県男女共同参画推進条例
- (6) 「人権教育のための国連10年」滋賀県行動計画
- (7) 滋賀県人権施策基本方針
- (8) 人権教育推進プラン
- (9) 滋賀県人権施策推進計画
- (10) 外国人児童生徒に関する指導指針
- (11) 滋賀県子ども条例
- (12) 滋賀県子ども育成大綱
- (13) 学校における差別事象・事件の取り組み
- (14) 同和施策・人権施策の法整備流れ図

◇ホームページリンク集◇

人権教育推進に関する指導資料や学習教材等のリンク集です。詳細は、ホームページを参照してください。

滋賀県ホームページ掲載資料

<http://www.pref.shiga.jp/>

■ 総合政策部 人権施策推進課（滋賀県の取り組み）

- 滋賀県人権尊重の社会づくり条例
- 滋賀県人権施策基本方針
- 滋賀県人権施策推進計画
- 今後の同和行政に関する基本方針

人権啓発冊子

- 「びわさん一家のこころつながるおはなし」
- 「こころやわらかく」
- 「こころのいずみへ～同和問題の解決に向けて～」
- 「ここから～滋賀の人権ゆかりの地をたずねて～」

など



滋賀県教育委員会ホームページ掲載資料

<http://www.pref.shiga.jp/edu/>

■ 人権教育課 <http://www.nionet.jp/jinken/index.htm>

- 人権教育推進の方策
- 人権教育推進プラン
- 法規・方針・指針等資料
- シリーズ人権教育
- 人権教育学習教材

人権学習プログラム第1～第4集
人権学習指導教材集第1～第2集
人権学習実践事例集 など



■ 滋賀県学習情報提供システム「におねっと」（生涯学習課）

<http://www.nionet.jp/>

- 『データベース』 講座情報、視聴覚教材の貸出
- 人権教育啓発冊子「波紋」など



人権教育啓発推進センターホームページ掲載資料

<http://www.jinken.or.jp/>

刊行物名	～人が輝く人権教育～ 人権教育推進プラン 人権教育指導資料
発行年月	平成15年3月 初版 平成19年3月 第2版 平成24年3月 改訂版
発行 所在地 電話	滋賀県教育委員会 大津市京町四丁目1番1号 077-528-4592

※平成23年度人権教育研究推進事業（文部科学省）の一環として作成

